

「郡山市いのち支える行動計画」 令和6(2024)年度評価報告

～「ウェルビーイング」の実現を目指して～



令和7(2025)年9月

郡山市

目 次

1	本計画の目指すもの	1
2	令和6(2024)年度の主な実施内容	2
3	本市の自殺の現状	5
4	本市の自殺の特徴	7
5	評価	14
6	今後の課題について	18
7	施策の体系図	19
8	郡山市いのち支える行動計画 進捗状況	
	(1) 4つの基本施策	20
	(2) 6つの重点施策	28

参考資料

自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）	40
郡山市いのち支える行動計画「自死と自殺」用語の使い方について	41
郡山市自殺対策基本条例	43
郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱	47

「郡山市いのち支える行動計画」

令和 6 (2024) 年度評価報告

令和 7 (2025) 年 9 月

郡山市自殺対策基本条例(平成 29 年郡山市条例第 36 号)第 20 条により、本市における自殺の概要及び「郡山市いのち支える行動計画」(平成 31(2019)年 3 月策定、令和 6 (2024)年 3 月改訂)に基づく、施策の「令和 6 (2024)年度実施状況」及び「評価」について報告します。

1 本計画の目指すもの

「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、令和 4 (2022) 年 10 月 14 日に閣議決定した「自殺総合対策大綱※」において、国は、令和 8 (2026) 年までに人口 10 万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を平成 27(2015) 年と比較して、30%以上減少させることを目標にしています。

これを踏まえ、本市では国や県と方向性を同じくし、「平成 27(2015)年の自殺死亡率:19.1」を令和 7 (2025) 年までに、30%以上減少させることを目指しています。

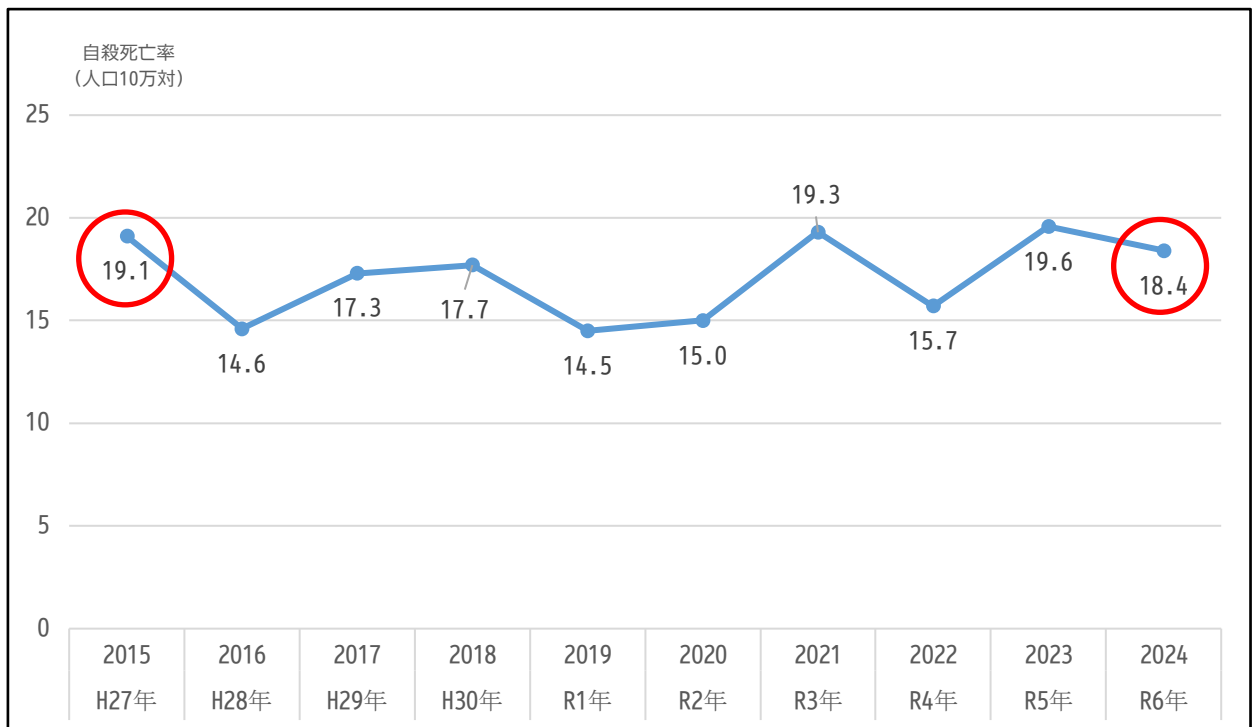
※自殺対策基本法・自殺総合対策大綱については、厚生労働省HPを参照



【計画の目標である自殺死亡率】

	平成 17 年 (2005 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)
自殺死亡率 (人口 10 万人 当たりの自殺者数)	29.8	19.1	暫定値 18.4	目標値 13.4

【郡山市の自殺死亡率の推移】



※出典:2015年～2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

※各年の値は、1月から12月までの集計結果

- ・計画の目標となる自殺死亡率は、令和2(2020)年まで減少傾向にありましたが、コロナ禍の令和3(2021)年に急激に増加した経過があります。令和6(2024)年も高い水準となっています。

2 令和6(2024)年度の主な実施内容

6月

(1)SOS の出し方・受け取り方教室の開催

こども・若者の自殺対策を更に推進するため、6月27日から順次市立中学校3年生・義務教育学校9年生及び市立小学校6年生を対象に、命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含む心の健康の保持に係る教室を実施しました。合計32校、生徒・児童3,234人、教員223人が受講しました。

8月

(2)郡山市自殺対策推進庁内委員会

自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、8月2日に第1回委員会を書面で開催し、「郡山市いのち支える行動計画(改訂版)」の基本施策の指標変更と計画の定性的評価の導入について協議を行うとともに、「郡山市いのち支える行動計画」令和5(2023)年度評価報告を行いました。また、11月22日に第2回委員会を書面で開催し、計画の定性的評価について協議を行いました。

(3) ゲートキーパー養成研修の開催

9月5日に福島県立郡山高等学校で若年層向けゲートキーパー養成研修を開催しました。

その後、若年層向けのゲートキーパー養成研修は、市内専修学校2校、大学1校で開催し、延べ320名の参加がありました。

(4) 自殺予防パネル展

9月4日から12日まで、国の自殺予防週間及び県の自殺対策強化月間に合わせて、ザ・モール郡山店と郡山市中央公民館及び中央図書館で自殺予防パネル展を開催しました。



ザ・モール郡山店での展示の様子

(5) 自殺予防街頭キャンペーン(官民協奏)

9月9日午前7時から郡山駅西口駅前広場で、郡山駅を利用する通勤・通学者向けに、自殺対策啓発グッズを2,500部配布しました。

キャンペーンは、郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会、福島県理容生活衛生同業組合郡山支部、JT(日本たばこ産業株式会社)、人権擁護委員、福島いのちの電話、郡山市男女共同参画課、セーフコミュニティ課から37名の協力を得て、官民協奏により実施しました。



自殺予防街頭キャンペーンの様子



自殺予防街頭キャンペーン参加者

(6) 自殺予防講演会の開催

10月10日に郡山市保健所大ホールで、医療・福祉・教育など支援者を対象として「自殺未遂者支援に関する講演会」を開催しました。日本医科大学付属病院精神神経科 精神保健福祉士 大高 靖史氏を講師に招き、43名の参加がありました。



自殺未遂者支援に関する講演会の様子

11月6日に郡山市役所特別会議室で、市民等こおりやま広域圏自治体にお住まいの方を対象として、ゲートキーパー養成研修を開催しました。福島県医科大学医学部 災害こころの医学講座 准教授 瀬藤 乃理子氏を講師に招き、85名の参加がありました。【こおりやま広域

12
月

【圏連携事業】

その他、民生委員等を対象としたゲートキーパー養成研修を計8回開催し、延べ218名の参加がありました。



市民向けゲートキーパー養成研修会の様子

12月4日から12月10日まで、郡山市男女共同参画センターが企画する人権擁護月間普及啓発事業に合わせて、郡山市民プラザでパネル展を開催しました。

1
月

1月28日に郡山市保健所大ホールで、医療・福祉・教育など支援者を対象として若年層の自殺予防に関する講演会を開催しました。福島県立医科大学看護学部小児・精神看護学部門 講師 佐藤 利憲氏を講師に招き、36名の参加がありました。【こおりやま広域圏連携事業】



若年層の自殺予防に関する講演会の様子

2
月

2月14日には、郡山市役所特別会議室で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター特別研究員 横山 知加氏を講師に招き、市民・支援者向けに自殺予防講演会を開催し、32名の参加がありました。



市民・支援者向け自殺予防講演会の様子

3
月

2月28日から3月10日まで、国及び県の自殺対策強化月間に合わせて中央公民館、イオンタウン郡山店、中央図書館で自殺予防パネル展を開催しました。

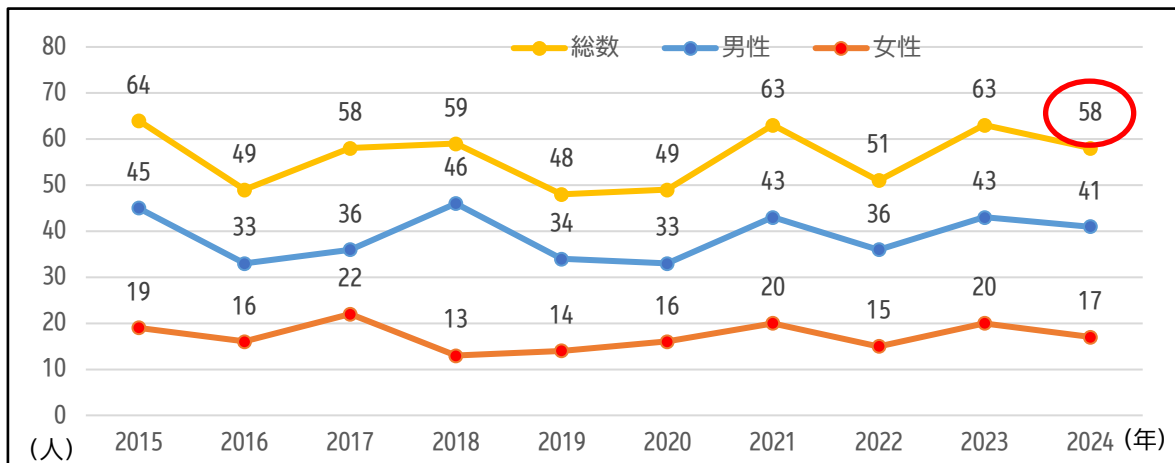


イオンタウン郡山店での展示の様子

3 本市の自殺の現状

(1) 自殺者数・男女別自殺者数の推移

(平成 27(2015)年～令和 6(2024)年の 10 年間の推移)



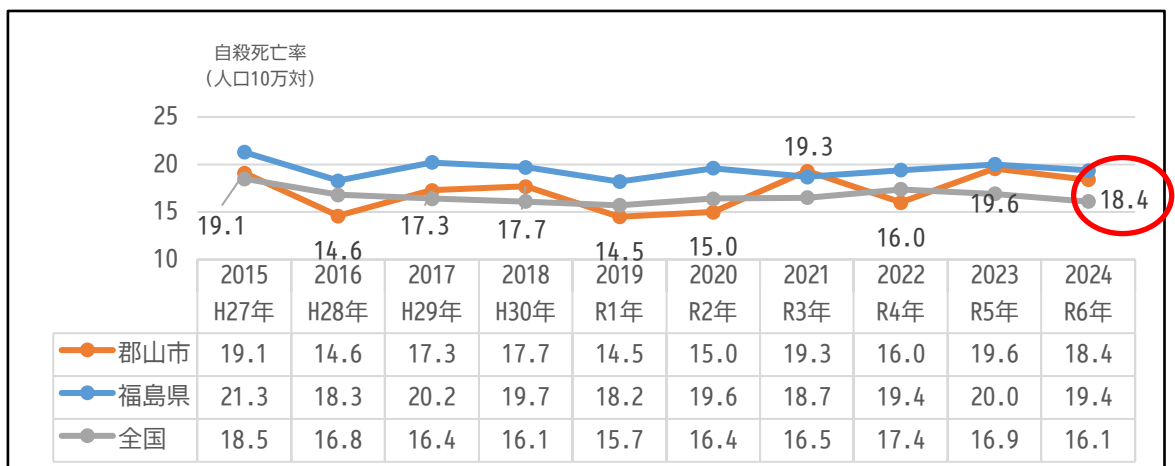
出典：2015 年～2023 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市における自殺者数は、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年まで減少傾向にありましたが、令和 3（2021）年に増加に転じ、その後は増減を繰り返しています。
- ・男女別の内訳では、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っている状況が続いています。

(2) 自殺死亡率の推移

(平成 27(2015)年～令和 6(2024)年の 10 年間の推移)



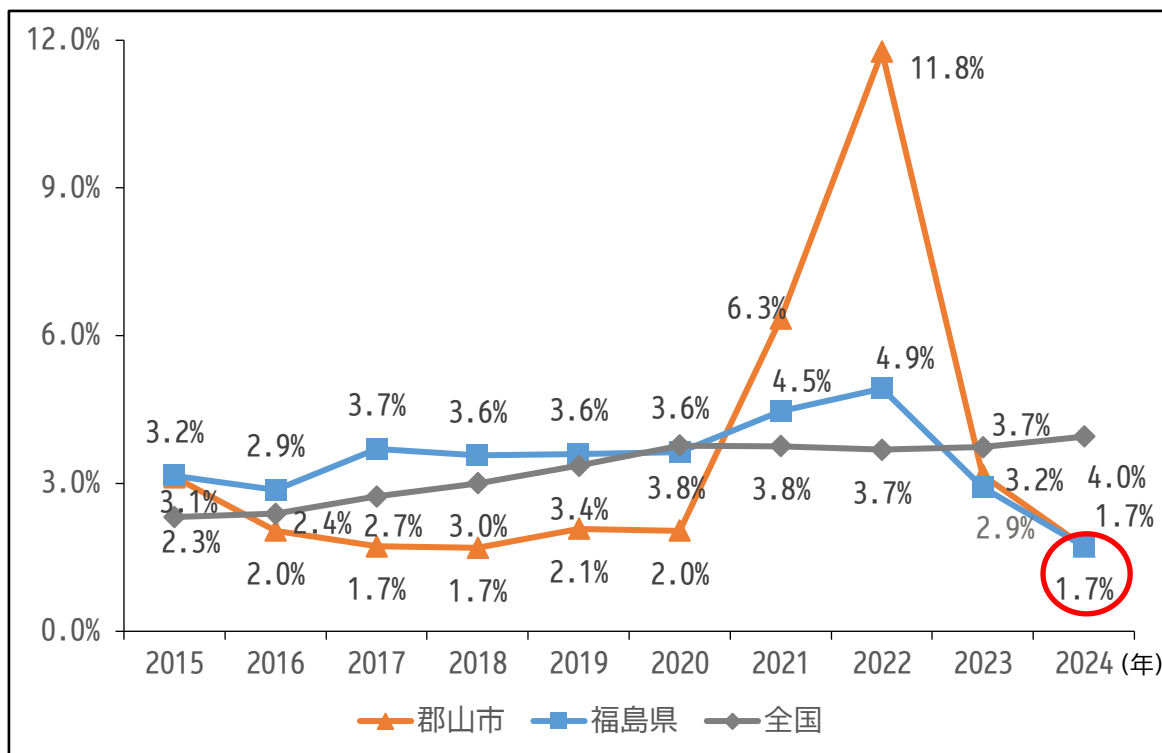
出典：2015 年～2023 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺死亡率は、令和 2（2020）年には全国及び県を下回っていましたが、令和 3（2021）年にはいずれも上回りました。その後は、県を下回っている状況が続いています。

(3) 自殺者数における若年者（20 歳未満）の割合の推移

(平成 27(2015)年～令和 6(2024)年の 10 年間の推移)



出典：2015 年～2023 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者数における若年者の割合は平成 27（2015）年以降減少傾向にあり、全国・県よりも下回っていましたが、令和 3(2021)年に増加に転じ、全国・県を大きく上回りました。
- ・令和 4(2022)年にピークを迎え、令和 5(2023)年以降は全国を下回っています。

4 本市の自殺の特徴

人口動態統計、自殺統計(警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」)及び厚生労働省の調査研究法人である、いのち支える自殺対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル 2024」の3種類の資料に基づき、本市で「自殺の現状」に関する各種データを作成しました。

「郡山市重点パッケージ」は「地域自殺実態プロファイル 2024」に基づき、記載しております。

郡山市重点 パッケージ

高齢者、生活困窮者、勤務・経営

～いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024」より～

現 状 郡山市の自殺者数

⇒令和元(2019)年から令和 5(2023)年までの5年間合計：296 人
(内訳：男性 204 人、女性 92 人)

(1)本市の主な自殺の特徴

自殺者数 5年計	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の 危機経路
1位	男性60歳以上 無職同居	36	12.2%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位	男性40～59歳 有職同居	32	10.8%	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	27	9.1%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性20～39歳 有職同居	24	8.1%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブ ラック企業)→パワハラ+過労→う つ状態→自殺
5位	男性60歳以上 無職独居	20	6.8%	失業(退職)+死別・離別→うつ 状態→将来生活への悲観→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024」を基に郡山市作成

- ・本市の主な自殺の特徴として、「上位 5 区分」の「背景にある主な自殺の危機経路」では、失業・配置転換・人間関係等「仕事に関わる事案」から「うつ状態」になるケースが多い傾向にあります。

(2)本市の主な自殺の特徴上位 5 区分の比較

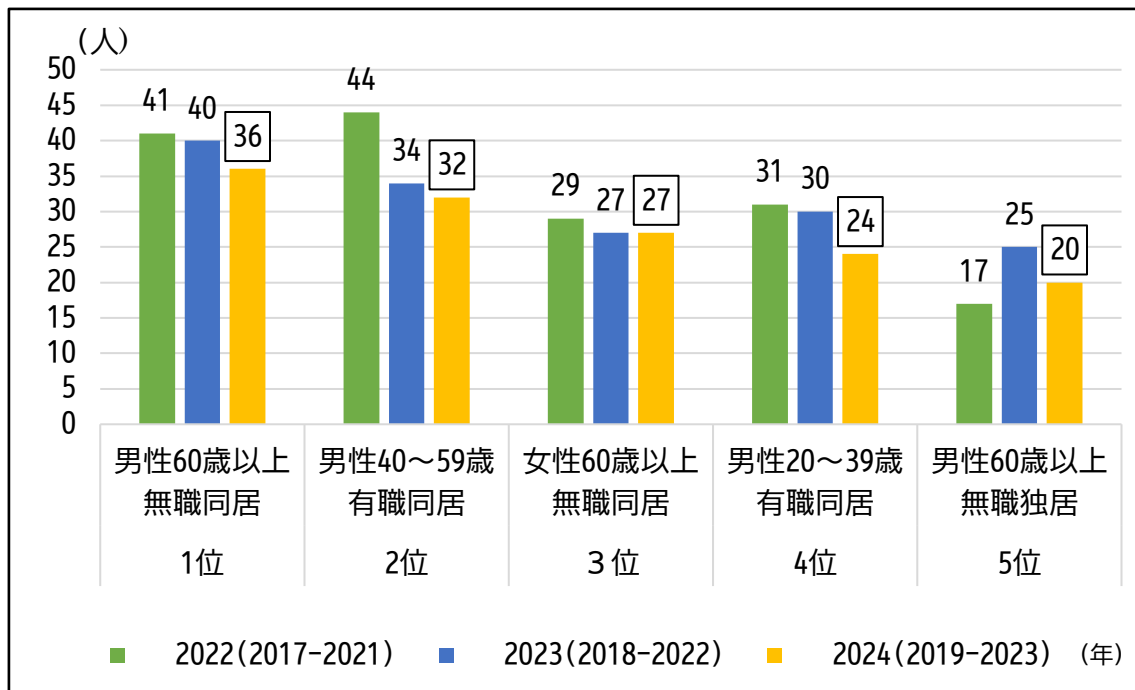
(過去 3 年の地域自殺実態プロファイルでの比較)

自殺者数 5年計	プロファイル2022 (2017～2021年)	プロファイル2023 (2018～2022年)	プロファイル2024 (2019～2023年)
1位	男性40～59歳有職同居	男性60歳以上無職同居	男性60歳以上無職同居
2位	男性60歳以上無職同居	男性40～59歳有職同居	男性40～59歳有職同居
3位	男性20～39歳有職同居	男性20～39歳有職同居	女性60歳以上無職同居
4位	女性60歳以上無職同居	女性60歳以上無職同居	男性20～39歳有職同居
5位	男性40～59歳無職同居	男性60歳以上無職独居	男性60歳以上無職独居

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022～2024」を基に郡山市作成

- ・「男性 60 歳以上無職同居」と「男性 40～59 歳有職同居」は、1 位と 2 位を入れ替えながら高止まりしており、男性に対する自殺対策が必要とされています。
- ・また、「女性 60 歳以上無職同居」が 3 位に浮上しており、女性への支援について必要性が高まっています。

① 自殺者数の推移（5年ごとの推移）

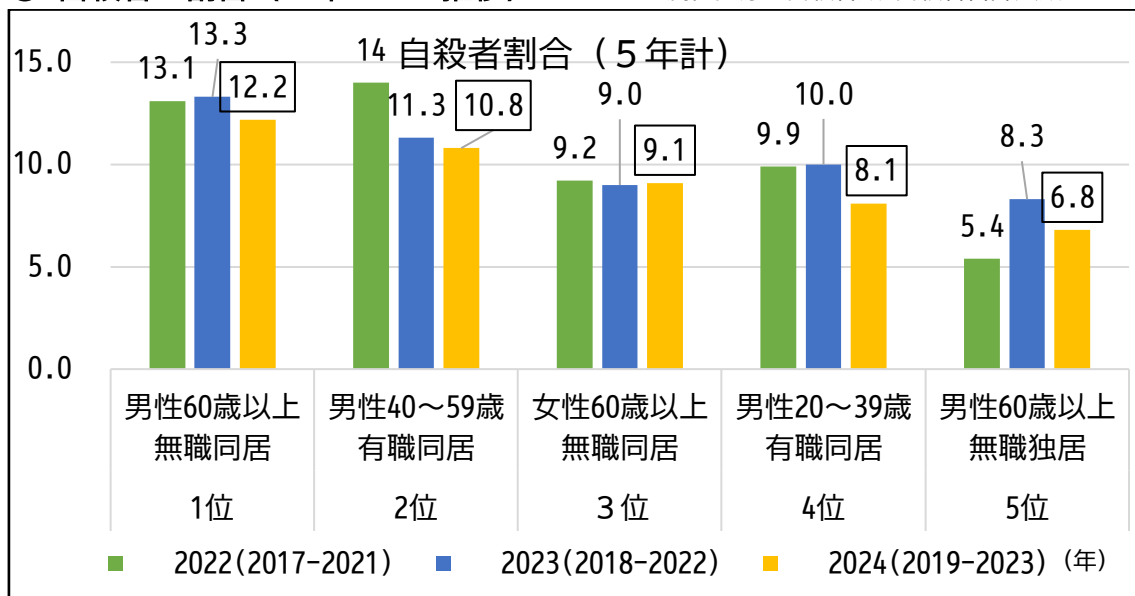


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022～2024」を基に郡山市作成

・各世代の自殺者数は、減少もしくは横ばい傾向にあります。

② 自殺者の割合（5年ごとの推移）

属性区分の自殺者数/自殺者合計人数×100

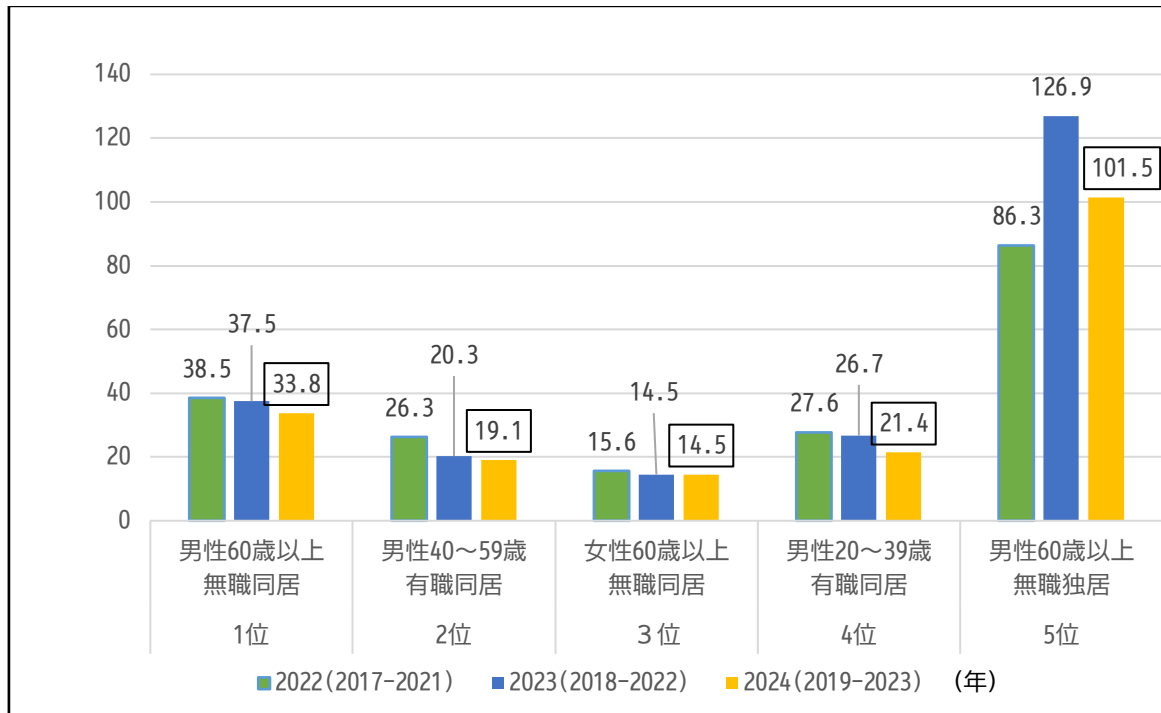


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022～2024」を基に郡山市作成

・各世代の自殺者数の割合は、減少もしくは横ばい傾向にあります。

③ 自殺死亡率(人口 10 万対)の推移

属性区分の自殺者数/属性区分の合計人数×100,000

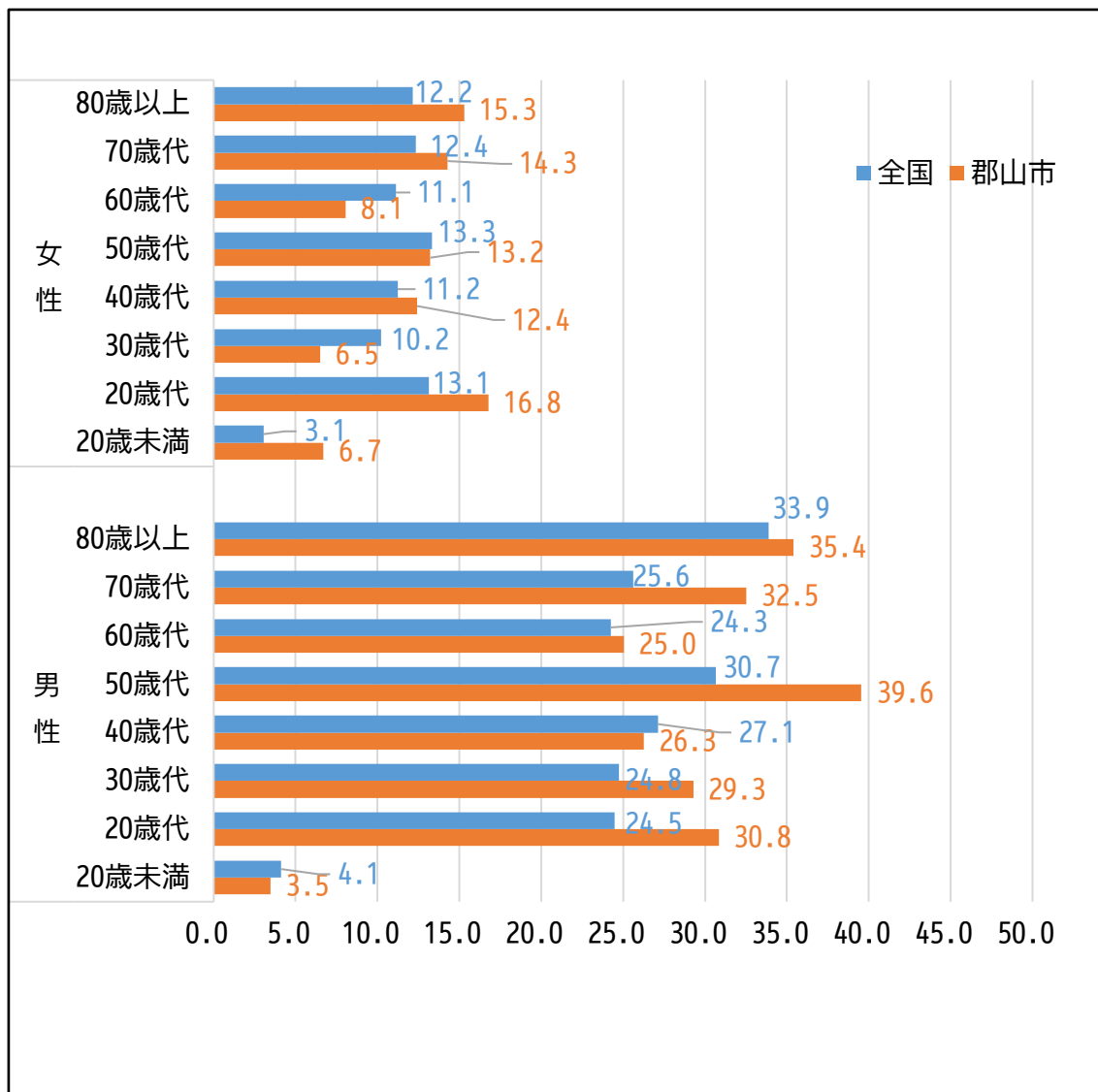


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022～2024」を基に郡山市作成

- ・「男性 60 歳以上無職独居」は、本市の主な自殺の特徴 5 位ですが、自殺死亡率（人口 10 万対）でみると、各世代の自殺死亡率と比較して顕著に高い数値を示しており、高齢者への支援について必要性が高まっています。

(3) 自殺者の性・年代別自殺死亡率(人口10万対)

(令和元(2019)年～令和5(2023)年の5年間の平均)

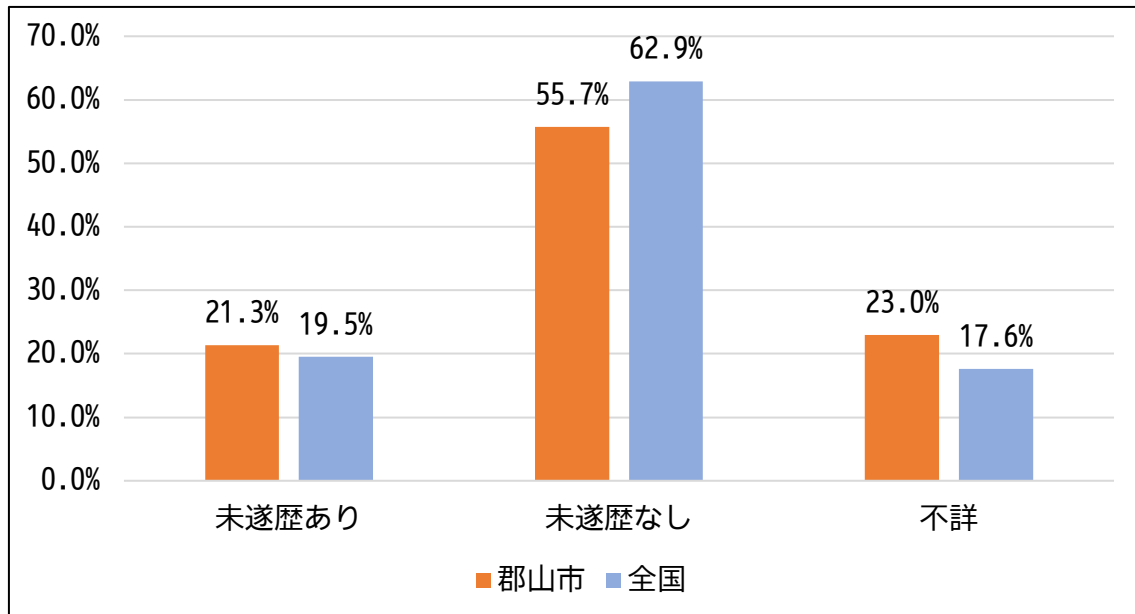


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022～2024」を基に郡山市作成

- ・全国・郡山市ともに、20歳未満を除く全ての年代で女性よりも男性の方が、自殺死亡率が高い状況にあります。
- ・全国との比較では、郡山市の男性自殺死亡率は、20歳未満及び40歳代を除いた全ての年代で全国より高い状況にあります。
- ・郡山市の女性自殺死亡率も、全国比較で、30歳代、50歳代、60歳代以外は、全国より高い状況にあります。
- ・郡山市の自殺死亡率を年代別にみると、男性では、50歳代が最も多く、次いで80歳以上、70歳代、20歳代の順に高い状況にあります。女性では、20歳代、80歳以上、70歳代、50歳代の順に高い状況にあります。
- ・若年者においては、20歳未満の女性が全国より倍以上高い状況にあります。

(4) 自殺者における未遂歴の有無

(令和元(2019)年～令和5(2023)年の5年間の平均)



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022～2024」を基に郡山市作成

- ・自殺者における「未遂歴あり」の方は、全国が19.5%、郡山市が21.3%で、郡山市は全国と比較し、1.8ポイント高い状況にあります。
- ・郡山市の「未遂歴あり」の方は、「未遂歴なし」の方の約1/3になります。

(5)本市の年代別死因順位(全死因から疾病・その他の不慮の事故を除く)

(令和元(2019)年～令和5(2023)年の5年間の累計)

年齢層	1 位		2 位		3 位	
10 代	自殺	14 人	交通事故	3 人		
20 代	自殺	32 人	交通事故	4 人	窒息	3 人
30 代	自殺	33 人	交通事故	4 人	窒息 中毒	2 人 2 人
40 代	自殺	43 人	交通事故	5 人	窒息	3 人
50 代	自殺	50 人	交通事故 火災	6 人 6 人	転倒・転落	5 人
60 代	自殺	36 人	溺死・溺水 窒息	10 人 10 人	交通事故 転倒・転落	8 人 8 人
70 代	自殺	36 人	窒息	19 人	転倒・転落 溺死・溺水	16 人 16 人
80 代	転倒・転落	43 人	窒息	38 人	溺死・溺水	37 人
90 代以上	転倒・転落	51 人	窒息	31 人	溺死・溺水	6 人
全年齢	自殺	274 人	転倒・転落	126 人	窒息	110 人

出典：2019～2023 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

- ・本市の年代別死因順位(令和元(2019)年～令和5(2023)年の5年間の累計)では、全死因から疾病・その他の不慮の事故を除いた外的要因による死因で、「10～70 歳代」と幅広い年齢層で自殺が1 位を占めています。
- ・10 代 20 代の若年層の自殺者数は、自殺者数総数の 16.8%を占めています。

5 評価

(1) 年度評価の考え方

「郡山市いのちを支える行動計画」(改訂版)において、実施事業を適正に評価・検証するため、施策ごとに評価指標を設定し、取組事業の成果を定量的に評価することとしました。

また、令和6(2024)年度から基本及び重点施策に位置付けられた各事業が「郡山市いのちを支える行動計画」の基本理念及び目標実現の一翼を担っていることを再認識するために、定性的に評価を実施しました。

(2) 定量的評価の評価方法

定量的に評価可能な評価指標 15 項目について、目標値令和7(2025)年度と比較して達成割合を「S」～「D」の5段階で評価しました。

《評価・達成度》							
S	100%以上	A	100%未満 ～90%	B	90%未満 ～80%	C	80%未満 ～50%
		D	50%未満				

【基本施策・重点施策 評価指標による定量的評価】

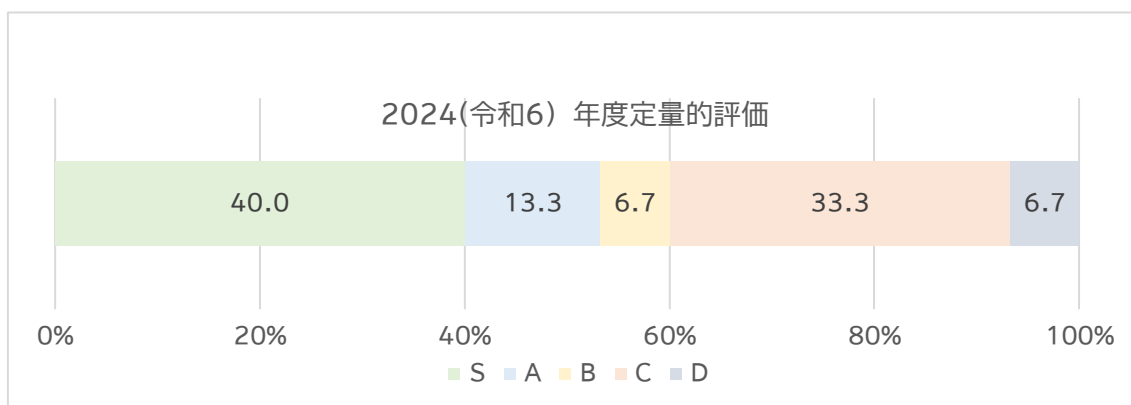
施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
【基本施策1】 地域におけるネット ワークの強化	セーフコミュニティの認知度	43.20 %	43.20 %	46.70 %	45.00 %	103.8 %	S
	民生委員の訪問・連絡活動件数	74,490 件	75,638 件	76,208 件	71,500 件	106.6 %	S
【基本施策2】 自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修参加者数	1,222 人	867 人	538 人	400 人	134.5 %	S
【基本施策3】 市民への啓発と周知	自殺に対する相談窓口の認知率	68.30 %	68.30 %	72.60 %	70%	103.7 %	S
【基本施策4】 生きることの促進 要因への支援	精神科医、精神保健福祉士等による電話、来所相談件数	387 人	363 人	351 人	300 人	117.0 %	S
	市民の文化・スポーツ活動団体数	210 団体	184 団体	181 団体	227 団体	79.7%	C
	音楽・文化イベント参加者数	186,229 人 (2018)	44,549 人	52,754 人	187,000 人	28.2%	D

施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
【重点施策１】 勤務・経営問題に 対する自殺対策の 推進	市内有効求人倍率	1.73	1.67	1.46	※目標値 の設定無し	—	—
	新規高等学校卒業就職者 の県内企業への就職率	99.60 %	99.40 %	99.50 %	100%	99.5%	A
【重点施策２】 高齢者支援の充実	通いの場の登録者数	2,500 人	2,360 人	2,315 人	3,962 人	58.4%	C
	介護サービス提供事業所 数	156 ケ 所	173 ケ 所	174 ケ 所	211 ケ 所	82.5%	B
	認知症高齢者ＳＯＳ見守 りネットワーク連絡会参 加団体数	119 団 体	124 団 体	126 団 体	135 団 体	93.3%	A
	郡山市の健康寿命	男性： 79.84 歳 女性： 84.37 歳 (2020)	男性： 79.51 歳 女性： 84.11 歳 (2021)	男性： 79.41 歳 女性： 84.20 歳 (2022)	平均寿命 の増加を 上回る健 康寿命の 増加	—	—
	65 歳以上で要支援以上 の認定を受けていない方 の割合	81.70 %	81.80 %	81.49 %	76.30 %	106.8 %	S
【重点施策３】 生活困窮者支援の 充実	生活保護世帯の割合	1.98%	1.98%	2.03%	※目標値 の設定無し	—	—
	借金問題相談者数	215 件	266 件	293 件	※目標値 の設定無し	—	—
	生活保護受給者等の一体 的就労支援事業における 就職率	78.5%	67.2%	69.0%	※目標値 の設定無し	—	—
	自立相談支援事業におけ る相談者のプラン作成件 数	75 件	51 件	72 件	131 件	54.9%	C
【重点施策４】 子ども・若者支援 の充実	市立学校いじめ認知件数	2,027 件	1,986 件	1,605 件	※目標値 の設定無し	—	—
	自分にはよいところがあ ると思う市内児童生徒の 割合	小学校 76.1% 学校 74.4%	小学校 82.2% 中学校 78.6%	小学校 83.5% 中学校 83.4%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	—	—
	将来の夢や目標を持っ ている市内児童生徒の割合	小学校 81.1% 中学校 69.3%	小学校 84.7% 中学校 69.8%	小学校 83.3% 中学校 68.7%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	—	—

施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
【重点施策5】 女性支援の充実	民間企業における女性管理職の割合	12%	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	30%	—	—
	社会全体における男女の 地位が平均だと思う人の 割合	17.40 %	アンケート 実施なし	16.70%	30%	55.7%	C
	20～40 代の女性の就業 割合	71.90 %	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	80%	—	—
	女性相談窓口への相談件 数	829 件	1,055 件	903 件	※目標値 の設定無 し	—	—
【重点施策6】 自殺未遂者・自死 遺族支援の充実	自損行為の市内救急搬送 件数	105 件	127 件	146 件	※目標値 の設定無 し	—	—
	自殺未遂者支援研修の参 加人数	78 人 (2023)	78 人	43 人	80 人	53.8%	C

【評価指標：全 27 項目】 目標値(2025 年度)と比較して達成割合を区分

- ・ S (100%以上) : 6 項目
 - ・ A (100%未満～90%) : 2 項目
 - ・ B (90%未満～80%) : 1 項目
 - ・ C (80%未満～50%) : 5 項目
 - ・ D (50%未満) : 1 項目
 - ・ 評価できず(目標値の設定無し等) : 12 項目
- } 合計 15 項目



【定量的評価のまとめ】

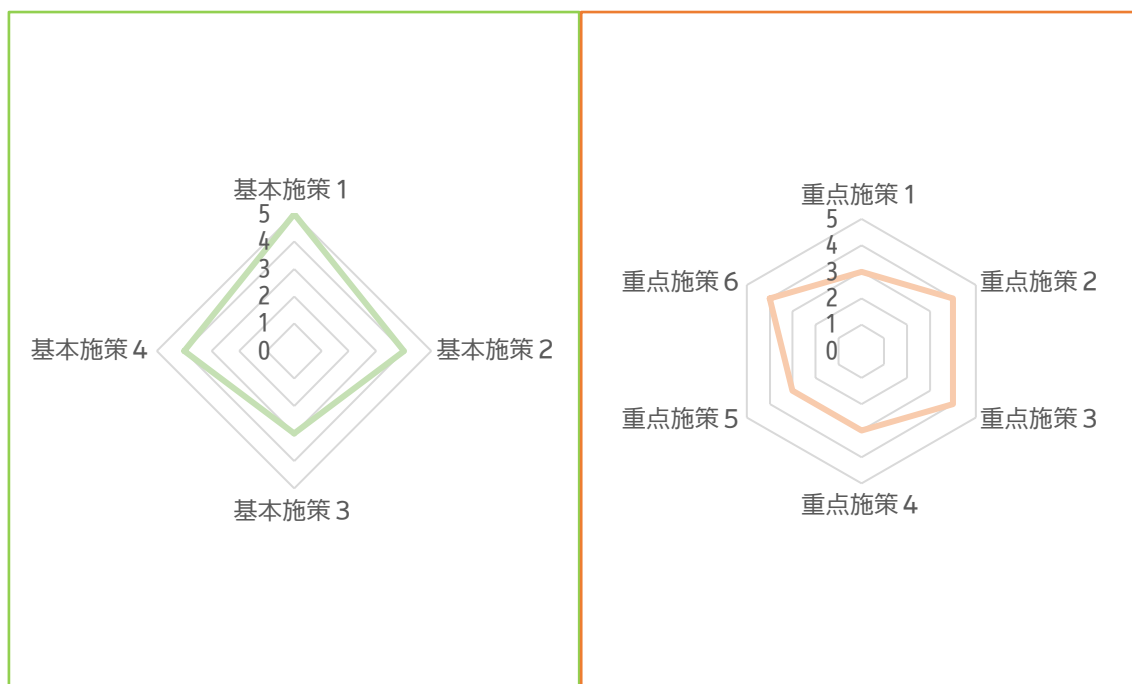
- ・ 令和 6 (2024) 年度時点で目標値を 90%以上達成した指標は、全体の約 53% (8 項目/15 項目中) でした。
- ・ 一方で目標値の 50%未満の達成度である指標(1 項目/15 項目中)については、集計方法を見直し、変更したことが影響しています。

（３）定性的評価の評価方法

「郡山市いのち支える行動計画」の各施策(基本施策４項目、重点施策６項目)を、「各事業の実施状況」及び「実施状況に関する担当課評価」より、５段階で定性的に評価しました。

基本施策及び重点施策の達成状況をレーダーチャートで示し、取組みを強化すべき施策を明確化しました。

【基本施策・重点施策 定性的評価】



【定性的評価のまとめ】

- ・基本施策では、基本施策３「市民への啓発と周知」について、様々な機会を捉え取組を推進する必要があります。
- ・重点施策では、重点施策１「勤労・経営問題に対する自殺対策の推進」、重点施策４「子ども・若者支援の充実」、重点施策５「女性支援の充実」への取組の強化を図っていく必要性があります。

（４）総括

・国の施策において、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施しなければならないとされています。包括的な支援を推進していくために、時代の変化を捉え庁内すべての部署が「自殺予防対策につながっている」という共通意識を持って取り組んでいく必要があります。

・自殺の現状及び特徴を「自殺対策推進庁内委員会」や「セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会」において分析を重ね、EBPMに基づき自殺対策を継続して実施していく必要があります。

6 今後の課題について

令和6(2024)年度の定量的評価・定性的評価の結果を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題を以下の4点に整理しました。

課題	令和6(2024)年度の実施状況と今後の課題
課題1 「市民への啓発・周知の推進」	・各課でキャンペーンの実施、教室や講演会等、知識の普及啓発に関する事業を実施している。 ・今後も継続して事業を実施していくとともに、市民一人ひとりが自殺対策の担い手になるよう、気づきと見守りを促すための取組みを強化する必要がある。
課題2 「勤労・経営問題への対策」	・各課で就労支援や経営改善普及事業など、勤務・経営問題に対する事業を実施している。 ・今後は、庁内をはじめ、地域の企業等関連する機関との連携が課題である。また、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図り、職域でのゲートキーパー養成研修の開催等を検討していく必要がある。
課題3 「子ども・若者への対策」	・各課で幼児期における保護者への子育て支援、学童期の「SOSの出し方教室」等児童・生徒への支援などの事業を実施している。 ・今後も継続して事業を実施していくとともに、庁内をはじめ、地域の関係機関と連携し若年層の自殺対策の推進を強化していく必要がある。そのために、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた教育の充実を推進していく必要がある。
課題4 「女性への対策」	・各課で妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施している。 ・今後も継続して事業を実施していくとともに、ライフステージに合わせてあらゆる世代の女性に対する包括的な自殺対策の支援強化が必要である。

具体的な取組に係る担当所属（●：事業担当課、○：関係課）

総合
学
中
生
住
産
に
子
に
健
保
健
介
ケ
健
障
生
保
文
セ
国
タ
市
総

[illegible]

郡山市いのち支える行動計画 進捗状況確認表 【4つの基本施策 1～4】

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
基本施策1 地域におけるネットワークの強化							
(1)セーフコミュニティをはじめとした市内・地域における連携・ネットワークの強化							
1	セーフコミュニティ推進事業	セーフコミュニティを中心的概念とした協働による安全で安心なまちづくりを推進します。また、市内の推進体制の充実を図り、全庁横断的なセーフコミュニティ活動を推進します。さらに、企業との連携や対策委員会間の連携、SNSによる情報発信等、再認証後の活動や啓発の充実を図ります	市民部	セーフコミュニティ課	・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、自殺対策についての会議を年6回開催する。 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやハネル展示を一緒に行う。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックの作成を検討する。	・自殺予防対策委員会：年7回開催 【委員会の活動内容】 ・郡山市いのち支える行動計画の改定に向けて意見交換 ・別年開催している街頭キャンペーンやハネル展示を一緒に行った ・若者向け自殺予防のワークブックを作成した ・新たに郡山女子大学のサロンにおいて、自殺予防に関するハネルを常設で展示することができた。	・自殺予防対策委員会の開催および活動内容は、セーフコミュニティをはじめとした市内・地域における連携、ネットワークの強化に直結しているものである。 ・委員会の開催回数は予定数を上回っており、活動内容も例年開催しているものほか、若者向け自殺予防のワークブックの作成や大学でのハネル展示など、自殺予防対策に有効である。
2	自殺対策推進事業 (市内委員会・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会)	自殺予防を図るため、「生きることの包括的支援」に係る市内関係機関、セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会との連携により総合的な自殺対策の推進を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、自殺対策についての会議を年6回開催する。 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやハネル展示を一緒に行う。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックの作成を検討する。	・自殺予防対策委員会：年7回開催(推進会議1回含む) 【委員会の活動内容】 ・自殺予防の普及啓発のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやハネル展示を一緒に行った ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックの作成を検討した。	・自殺予防対策委員会の開催および活動内容は、セーフコミュニティをはじめとした市内・地域における連携、ネットワークの強化に直結しているものである。 ・委員会の開催回数は予定数を上回っており、活動内容も若者向け自殺予防の取り組みとしてワークブックの内容を検討し次年度当初には作成見込となっており、自殺予防対策に有効である。
3	多文化共生推進事業	国際化及びユニバーサルデザインの推進から、外国人住民等の利便性の向上を図るとともに、観光誘客及び交流人口の増加を図るため、情報媒体の多言語化のほか、外国人住民等とのコミュニケーション能力の向上を推進します。	市民部	ダイバーシティ推進課	・リビングガイドにおりやま内容改定 ・多言語生活情報動画作成(子育て) ・外国人住民参加防災ワークショップの開催(市国際交流協会との共催) ・窓口対応向上セミナーの開催	・リビングガイドにおりやま 言語：6言語(日本語、英語、中国語簡体字、韓国語、ベトナム語、タガログ語) 内容：生活に必要な情報をウェブサイト上にも多言語で掲載した。 ・多言語生活情報動画作成(R7.3月公開) 言語：5言語(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語) ・外国人住民参加防災ワークショップ(郡山市国際交流協会主催) 開催日：令和6年8月25日(日) 内容：熊山公園にて、外国人と日本人が災害及び防災について理解を深め参加者：49名(外国人17人、日本人32人) ・外国人住民窓口対応向上セミナー 開催日：令和7年2月20日(木) 内容：「やさしい日本語」について学ぶ、外国人に接する行政窓口におけるサービス向上及び広域内職員ネットワーク強化に寄与した。	リビングガイドにおりやまは、外国人と日本人の交流促進の場を取り囲むとともに、生活に必要な情報をウェブサイト上にも多言語で掲載した。 ・多言語生活情報動画は、市国際交流協会や地域の外国人関係団体と連携を図りながら、令和6年度は子育てサポート事業、こどもの健康の流れについて作成し、YouTubeを通して外国人住民に対する生活情報及びルールへの周知に寄与した。 ・外国人住民参加防災ワークショップでは、熊山公園にて、外国人と日本人が災害及び防災について理解を深め、地域の連携強化及び外国人住民にとって安心・安全な地域づくりに寄与することができた。 ・窓口対応向上セミナーでは、窓口を所管する広域連携職員が、外国人をめぐる広域連携の現状とやさしい日本語について学び、外国人に接する行政窓口におけるサービス向上及び広域内職員ネットワーク強化に寄与した。
(2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化							
4	精神保健福祉事業 (家族教室)	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及や啓発を図るため、家族教室・家族相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・ひきこもり家族教室：4回 ・アルコール等家族教室：6回	令和6年度 開催状況と参加人数 ②ひきこもり家族教室 4回(延52人) ③アルコール等家族教室6回(延30人)	・家族教室は、特定の問題に対する連携・ネットワークの強化に寄与し、地域におけるネットワークの強化に有効な事業である。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
5	精神障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談者のニーズに合わせて指導や助言を行うとともに、福祉制度が効果的に活用できるよう、人材の育成・確保や社会資源の活用等の体制整備を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・事務局会議及び運営会議に参加し、議題の検討を行う。	・事務局会議（6回）及び運営会議（6回）に参加し、議題の検討を行った。	・自立支援連絡協議会の事務局会議及び運営会議に参加することは、精神障がい者が抱える問題の把握、地域課題解決の検討の機会となっている。 ・精神障がい者だけに限らず、社会的弱者や要配慮者の支援を検討する場となり、自殺対策にも有効な機会となっている。
6	難病患者等地域支援対策推進事業（難病医療相談会）	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	①難病医療相談会 療養生活上の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよう支援することを目指す。1回（19名参加）別に2回実施。 ②訪問看護士等研修会の実施 難病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に実施予定。	・難病医療相談会：1回開催（延べ32人参加） ・訪問看護士研修会：1回（19名参加） ・保健師等による相談指導・訪問指導等 相談・機能訓練、訪問指導実人数：653人 電話相談：延べ1429人	・当該事業は、専門職の講話を聞き、難病患者やその家族が交流を図る機会となり、不安の軽減につながるものである。 ・今後も難病患者の療養生活を支援するために、相談支援の充実を図り、難病医療相談会及び難病訪問看護師等研修会を継続して実施する必要がある。
7	避難行動要支援者避難支援体制管理事業	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難支援体制の管理を行います。 ○避難行動要支援者支援システムの活用	保健福祉部	保健福祉総務課	避難行動要支援者を民生委員等による調査及び本人等からの申請により、避難支援に必要な情報を台帳に登録するとともに、その情報を支援する町内会や自主防災組織、消防本部等関係機関と共有し、避難所までの避難支援及び避難所での生活の支援体制を整備する。	地域の互助による力で避難支援を求めているものの、地域全体の高齢化や地域コミュニティ希薄化等により、隣近所の近隣協力者に対して助けを求めにくくという課題を抱えている。今年度も「要支援者一覧表配布数」は、毎年配布している団体協力もあり、支援者側の高齢者化等が進む中でも概ね慣れ合いを維持している。	毎年配布している団体の協力もあり、「要支援者一覧表配布数」は、概ね慣れ合いを維持しており、要支援者の支援体制維持に繋がると考える。
8	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	LGBTQ講座の実施	・LGBTQ研修の実施1回（のべ49名） 開催日 令和6年11月16日（土） 参加者 第1部講演会39名、第2部座談会10名	「LGBTQとは」や身近な事例等についての説明や座談会での意見交換により、当事者の思いなどについても、参加者は理解を深めていた。
(3)DXを活用した自殺の情報収集・分析							
9	SDGs推進全世代健康都市圏事業	健康をキーワードに、連携中核都市圏における、医療・介護情報等を多角的に分析し、EBHP（エビデンス・ベースド・ヘルス・ポリシー：根拠に基づく健康政策）の実施や疾病構造や介護認定状況、それに至る原因等を把握することで、各種保健事業・介護予防事業等を広域中核連携都市圏で一体的に実施し、ICTを活用した健康寿命の延伸対策など、EBM（エビデンス・ベースド・メティクス：根拠に基づいた医療）を進め、ことにより、すべての世代の方たちが健康で生きいきと暮らせるまちづくりを目指します。 ○医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくりキャンペーンの実施 ○経営者向け健康づくり研修会の実施	保健福祉部	保健所健康政策課	○医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくりキャンペーンの実施	○2024.10～ 郡山市健康づくりキャンペーンの実施	「心と体の健康応援サイト、ココカラこおりやま！」のコンテンツ「ここらの健康」において、自殺対策に関する情報の掲載を行い、多くの方々に啓発することができた。
10	自殺対策推進事業（オンライン相談KOKOROBO）	国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの利用実績データを分析し、自殺予防対策の推進を図る。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの積極的な周知（ウェブサイト、SNS、パンフレット等）を行う。	郡山市でKOKOROBOを導入した2024年4月1日から2025年3月31日までの利用者数。 利用登録者は64名 内ストレスチェックを行った方が16名 内AIチャットボットの利用は2名 内オンラインの臨床心理士による相談は1名の利用があった。	KOKOROBOを啓発するために相談窓口いろいろのリーフレットや啓発用ティッシュにKOKOROBOのQRコードを載せるなどにより繋がりがよりやすい啓発を行った。KOKOROBOから実績の臨床心理士のオンライン相談につながるなど自殺予防に繋がっている。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成							
市民・保健福祉分野専門職を対象とする研修の実施							
11	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成研修)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発のために、こおりやま広域圏の職員・市民・保健福祉分野専門職等を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・ゲートキーパー養成研修を、若年層及び広く市民を対象に実施する。	- ゲートキーパー養成研修は、若年層及び広く市民を対象に実施している。 - 令和6年度は、ゲートキーパー養成研修、自殺予防講演会を開催し自殺対策を支える人材の育成に寄与した。 - ゲートキーパー養成研修を受講した方へのフォローアップ研修が必要である。	
12	介護人材確保育成支援事業	介護サービス事業所に従事する者や介護サービス事業の運営者を対象に、職員個々のスキルアップ及び事業運営とオンライン（オンデマンド）型を可能な限り併用して実施し、介護サービス事業所の環境改善と介護人材の定着率の向上を図ります。また、介護未経験者が介護に関する基本的な知識等を身につける「介護に関する入門的研修」を開催することにより、介護分野への参入のきっかけをつくり、人材確保を支援します。	保健福祉部	介護保険課	令和5年度同様、介護未経験者を対象とした入門的研修を年1回、介護保険事業所職員や介護サービス事業の運営者に対する人材育成セミナーを年5回開催する。	- 入門的研修：年1回開催 - 人材育成セミナー：年5回開催 【研修・セミナーの活動内容】 - 入門的研修は計画値以上の参加となり、併せて就労支援も実施した。 - 人材育成セミナーは、対面開催により実施して、令和6年度の参加者数は96人となった。 入門的研修の参加者数は予定数を上回っており、より多くの人々に介護分野への理解を深めることができた。また人材育成セミナーは、対面開催としたことにより、セミナーの習熟度を向上させ、受講者のスキルアップにつながった。	
13	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援業務にあたる相談支援員の育成等を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談（7か所） ・基幹相談支援（1か所）	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 - 一般相談（7か所） - 基幹相談支援（1か所） 計画とおりの相談支援事業所に委託ができた。	

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画 (内容や実績など)	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
基本施策3 市民への啓発と周知							
こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発							
14	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	①人権啓発キャンペーンの実施 (②人権週間記念講演会の開催※2024年度から指定管理者が実施)	①各種イベント実施等の機会に人権啓発キャンペーンを実施7回 (②講演会開催1回(130人) ※2024年度から指定管理者が実施)	①うねめ踊り流しなどの各種イベントで実施し、多くの人に啓発することができた。
15	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰の実施 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」の実施 (「シンフォニー」発行は令和5年度で完了)	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 …6者表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」(12回) ・メニュー講座9回(878人) ・フリープラン講座3回(47人)	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審査・表彰することによって「働きやすい職場」づくりを推進できた。 ②「さんかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。
16	自殺対策推進事業(自殺予防講演会)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発のため、自殺予防講演会を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・自殺予防講演会は、対象者や内容を検討し年3回開催する。 ・自殺予防講演会を下記の通り開催した。開催に当たり、SNSや広報等にて周知を実施。 未達者支援：1回(43人) 若年層支援者向け：1回(36人) 市民向け：1回(32人) ・自殺予防の啓発活動を行い、相談窓口リーフレットを18,000部配布した	・自殺予防講演会をはじめ、当該事業はこころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与するものである。 ・特に、令和5年度より開催した「未達者支援」研修会は、地域での関係機関とのネットワークづくりのきっかけとなる事業でもあり、次年度も継続して実施する。 ・昨年度に比べて、参加者数が減少した。研修会の内容や開催時期を検討し、より参加しやすい工夫をはかる必要がある。	・自殺予防講演会をはじめ、当該事業はこころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与しており、次年度も開催を検討していく。
17	精神保健福祉事業	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、心のサポーター養成研修を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・心のサポーター養成研修は、市職員、教職員、市民を対象とし、年3回開催する。 ・心のサポーター養成研修を以下の通り開催した。 市職員向け：1回(29人) 教職員向け：1回(32人) 市民向け：1回(34人)	・当該事業は、こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与しており、次年度も開催を検討していく。 ・令和6年度の活動をみて、申し込みたいとの旨の連絡があり、令和7年度に行う予定。活動を通して正しい知識の普及啓発に繋がっていることが考えられる。 ・昨年度に比べて、参加者数が減少した。研修会の対象として市民をより対象者を増やし、周知の方法を広報などを活用するなどの工夫を行う。	

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
基本施策第4 生きがいの促進要因への支援							
(1)居場所・生きがいがいづくり							
18	コミュニケーション等支援事業	手話の普及と聴覚障がい者等への理解促進を図るとともに、聴覚障がい者への日常生活や社会生活におけるコミュニケーション支援として手話通訳者や要約筆記者の派遣の他、ICTを活用した遠隔手話サービス（テレビ電話）を実施します。	保健福祉部	障がい福祉課	聴覚障がい者が日常生活や医療・法律・行政機関等での手話等に係る社会生活上において、情報伝達の手段として欠かすことのできない手話についての理解促進と普及を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣とICTを活用した遠隔手話サービスを実施する。	手話についての理解促進と普及、啓発を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣とICTを活用した遠隔手話サービスを実施した。 ・手話通訳者等の派遣 3,306件 ・手話通訳者派遣件数 1,154件 ・要約筆記者派遣件数 82件 【手話の普及啓発、通訳者等の養成】 ・団体向け手話講座 66回 受講人数 2,706名 ・手話奉仕員養成講座 35回 受講人数 55名 ・手話通訳者養成講座 22回 受講人数 23名	聴覚障がい者に対する、手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者の日常生活、社会生活に欠かすことのできないコミュニケーションの支援である。計画を七回しているところであるが、手話の普及啓発と手話通訳者等の要請の実施することにより持続可能な支援体制を整えている。
19	ふれあいピック大会開催事業	障がい者（児）の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック（合同運動会）を開催します。	保健福祉部	障がい福祉課	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、ふれあいピック（合同運動会）を開催する。	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、ふれあいピック（合同運動会）を開催した。 開催日：令和6年12月7日 参加人数：115名（8団体）	ふれあいピックは、障がい児、障がい者がスポーツやレクリエーションを通じて、健康の増進や社会参加の促進により、生きがいがいづくりにつながるものである。新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止が続いたが、令和5年度より再開した。令和6年度についても前年度同様開催を縮小して開催したため、参加者数は計画を下回ったが、障がい児、障がい者の生きがいがいづくりに必要な事業として継続する。
20	障害者地域生活支援拠点整備事業	障がい者の重度化、高齢化、孤立化、親亡き後に取り組み、緊急時の相談、対応、日中活動の体験に繋げることができるとする体制を構築します。	保健福祉部	障がい福祉課	関係機関等にさらに働きかけ該当する障がい者の把握を引き続き行う。	関係機関へ制度の周知を図った。	親なきあとを早急な相談が増え、今後はいずれ具体的なビジョンを共有し、親なきあとの生活のための支援を行えた。
21	生涯学習支援事業	生涯学習機会の充実を図るため、市民が技能や知識等を生かした達人先生として実施する「生涯学習きらめきバンク」や市職員が講師として出向き、市政情報を伝える「きらめき出前講座」を実施します。	教育総務部	生涯学習課	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師情報の提供、更新 ②きらめき出前講座の実施 講座情報の提供、更新	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師活動件数 784件 ②きらめき出前講座の実施 受講者数 13,095件	きらめきバンクの登録者数は講師の高齢化に伴って減少傾向にあるが、公民館での講師登録案内のほか、まなびLINEや生涯学習ポータルサイトなどのSNSを積極的に活用し、登録者数の増加を図った。生涯学習きらめきバンク及びきらめき出前講座を実施することで、学習の機会を提供し、生きがいがいづくりやコミュニケーション形成が図られている。
22	明るいまちづくり事業	地域の連帯意識を醸成するため、明るいまちづくり推進委員会協議会への活動支援や、花いっぱい運動の推進、危険個所の啓発を図ります。	教育総務部	生涯学習課	①啓発・広報活動 ②花いっぱいコンクール ③危険箇所看板の設置 ④標語・川柳コンクール	①啓発・広報活動 ②花いっぱいコンクール ③危険箇所看板の設置 ④標語・川柳コンクール 通年 参加数 255団体 配布数 43枚 応募数 3,234件	住民主体によるコミュニケーション活動の活性化及び地域の人材育成を図る事業を実施した。さらには地域の緑化活動による花に囲まれた良好な景観はウェルビーイングなまちづくりや、植栽に携わる地域高齢者の生きがいがいづくりに寄与している。
23	地区・地域公民館の定期講座等開催事業	地区・地域公民館において様々な講座を開催し、市民へ多様な学習機会の提供を図ります。	教育総務部	生涯学習課	各地区・地域公民館において、青少年の健全育成や高齢者の生きがいがいづくり、市民の多様な学習ニーズに対応した定期講座等を開催する。また、若い世代や公民館に来館できない方などに対し、SNSを活用した情報提供を積極的に行っていく。	青少年の健全育成や高齢者の生きがいがいづくり・世代間交流等を目的に、各種講座等定期講座等を開催した。 ①講座開催数 248講座 ②講座参加者数 20,592人	地域課題解決を意識した講座を優先的に行うことにより、地域活性化を促す取組が各地域で展開されている。青少年対象事業においては、地域の伝統文化の継承や習い事などを利用した体験学習など幅広い事業展開を行ったほか、地区青少年協などとの共催事業により、地域住民との世代間交流が図られた。また、高齢者対象事業では、スマートフォン講座などを積極的に取り入れ、デジタルディバイド対策を推進した。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
24	ホールコンサート	街中に音楽があふれる「音楽都市こおりやま」を目指して、市役所本庁舎玄関ホールなど市民の身近な場所で、市民が出演者・聴衆として音楽に親しめるコンサートを実施します。	文化スポーツ観光部	文化振興課	年度内での4回以上の開催を目標とする。また、各コンサートで本事業に関するアンケートを実施し、コンサート運営や内容のさらなる充実を図る。	・第136回 圓倉俊喜、池田梨枝子（市役所玄関ホール） ・第137回 森田昌弘、坂口玄太郎（市役所玄関ホール） ・第138回 松野愛梨、五十嵐陽、渡辺啓介（三穂田ふれあいセンター） ・第139回 郡山女子大附属高校音楽科・合唱部（今泉服飾専門学校） ・第140回 平沢愛、平山佳奈、柳澤良音、深谷悠里絵（郡山市総合地方卸売市場） ・第141回 青木蘭弥、阿部香奈、松野愛梨、深谷悠里絵（高柳電設工業スペースパーク）	・市の施設や専門学校など幅広い場所で開催することにより、市民にとって参加しやすいコンサートにすることができている。 ・自席値を上回る年6回のコンサートを実施、来場者向けアンケートの実施によりコンサート運営や内容の充実を図ることができた。
25	中央公民館の定期講座開催事業	中央公民館で各種講座を開催し、地域課題の解決や、より実践的な内容の講座など市民に多様な学習機会を提供します。	教育総務部	中央公民館	賞賛代のニーズや地域課題をテーマに小中学生対象講座、成人対象講座、女性対象講座、ICT活用講座など幅広い世代の方を対象とした講座を開催し、地域課題の解決や仲間づくりを促す。	市民学校17回、小学生を対象とした講座「キッズスクール」16回、ICT活用講座12回など合わせて78の講座を開催 合計参加人数 延べ1,537人	今年度は新型コロナウイルスの影響も収まりつつあり、年間を通して定員を例年通りに戻し講座を開催することができた。今後も、生涯学習都市の実現に向けて、幅広い世代に対応した質の高い事業を継続し、また、オンラインなどICTを積極的に活用することで、事業内容や講座メニューのさらなる充実を図る。
26	勤労青少年ホーム事業	勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図り、併せて雇用の促進へつながる教養講座を開催します。	教育総務部	中央公民館	働き方改革などの進展による余暇活動の支援のため「ユースカレッジ木曜クラブ」「はやまニア」「ナイトカレッジ」を開催し、勤労青少年の福祉向上、仲間づくりを促す。	①青年学級「ユースカレッジ木曜クラブ」27回 ②郡山について学ぶ講座「はやまニア」15回 ③高度な知識を身につける講座「FINE Morning」「ナイトカレッジ」あわせて7回開催 合計参加人数 延べ4,244人	他自治体との交流や勤労青少年へのアンケートを実施し、ニーズの把握することで魅力ある事業を創出し、実現に努めた。また、昨年と同様Instagramでの発信に力を入れたが、前年度よりも参加者数は伸びなかった。今年度もSNSでの情報発信やカリキュラムの工夫により、勤労青少年層が主体的に参加したいと思える事業の充実を図る。
(2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援							
27	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携を図り、在宅医療・介護連携に関する高齢者の支援にあたる専門職の方のための相談窓口を設置するなどの支援を行う。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参画する会議や研修会等の開催、市民への相談対応、ACP普及啓発に取り組むことで、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	在宅医療・介護連携に関する研修会開催回数：2回 市民向けACP講座：23回 在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数：532件 医療介護関係者情報共有ツール登録者数：778人	在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数の増加や、医療介護関係者情報共有ツール登録者数の増加があり、活動を成果につなげることができた。
28	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き継ぎ市民への周知啓発を図る。 ②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ④関係機関との連携強化	認知症初期集中支援チーム相談件数：1,107件 認知症初期集中支援チーム訪問件数：106件 認知症地域支援推進員相談件数：18,314件 認知症カフェ参加者数：791名	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、認知症カフェが再開され、時間の経過とともに参加者数が増加し、認知症の本人及び家族の支援の充実を図れた。また、認知症初期集中支援事業相談件数が減少しているが、潜在的な対象者の早期発見・早期対応に向けた支援体制および個別的な支援を充実させ、相談体制の見直しを図りながら継続して実施する。今後も認知症基本法の主旨である共生社会の実現に向け、認知症の方や家族が、初期段階からの相談・支援体制構築を推進することで、自殺予防対策に寄与する。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
29	国民健康保険特 定健康診査・特 定保健指導事業	特定健康診査等第四期実施計画に基づき、40歳～74歳までの国民健康保険加入者に対し、特定健康診査の受診勧奨と特定保健指導利用の周知・啓発を実施し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を目指すとともに、生活習慣病の予防・改善と、医療費の前減に努めます。	市民部 保健福祉部	国民健康保険課 保健所健康づくり課	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施及び受診率向上のため、未受診者へのAIを活用した勧奨事業、SMSによる勧奨通知、広報誌、ふれあいFAX、SNS等を活用した受診勧奨を継続して実施する。	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）は生活習慣病重症化の要因の一つであるため、特定健診でメタボの該当者や予備群を抽出し、特定保健指導で生活習慣の見直しを行った。また、特定健診受診率向上のための受診勧奨や未受診者への受診勧奨を実施した。 ・特定健診受診率（速報値） 36.5% ・特定保健指導実施率（速報値） 22.8% ・未受診者へのAIを活用した勧奨事業 令和6年度 発送件数 41,999通 ・SMSによる勧奨通知 令和6年度 発信件数 8,827件	特定健診の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に特定保健指導を市内の指定医療機関及び保健所、各保健センター等で実施している。併せて、未受診者への勧奨事業等を実施し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上対策を強化し、生活習慣病の予防と重症化予防に取り組みることから、当施策に結びついているものと評価される。
30	生活習慣病対策事業	食生活サポート一育成事業、食から健康なからだづくり推進事業、受動喫煙防止対策事業、遊・憩・友と歩く元気路事業をはじめ各種事業実施により、生活習慣病の予防を図り、市民の健康増進及び健康寿命の延伸を目指す。	保健福祉部	保健所健康づくり課	食生活の改善、運動習慣の普及による健康づくりの推進や受動喫煙防止対策の推進を総合的に実施する。	食生活サポートの育成を図り、サポートによる地区伝達講習会、対話・訪問によるチラシの配布等を行った。健康ポイント事業の健民アプリ登録者数及び健民カード発行数が増加した。受動喫煙対策について、喫煙可能室設置施設増設及び相談・通報に加え、都山駅前付近の飲食店に受動喫煙防止対策状況調査を行った。その他、中・高校性へ食生活サポートに関するチラシを配布した。 ○食生活サポートによる地区伝達（講習会・対話・訪問）19,947人 ○生きいき健康ポイント事業参加者数（健康パスポート発行数・健民アプリ登録者数）5,999人 ○受動喫煙防止対策相談及び状況調査実施件数911件	・食生活の改善や運動習慣の普及、禁煙対策などは生活習慣病の予防や重症化防止を図る、総合的な健康づくりのための取り組みとして重要である。 ・生活習慣病の兆しが表れ始める働き盛り世代に働きかけを継続することでさらなる健康寿命の延伸を目指す。 ・健康増進法 および第三次みぎさき健康生いきこりやま21の趣旨を踏まえ、メタボ対策や受動喫煙防止に向けた取り組みを継続して実施していく。
31	健康増進事業	市民の健康の保持増進を図るため、健康増進法に基づき健康教育・相談等を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援します。さらに、がん予防のための周知啓発を充実させるとともに、早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、早期発見を目的に各種がん検診の受診率の向上を図ります。	保健福祉部	保健所健康づくり課	市民の健康保持・増進を図るとともに、健康寿命の延伸に寄与するため、さらなる受診率の向上及び精密検査受診者対策を継続して事業を実施する。	施設健診は通常通り実施した。受診者数は前年度より増加したが、受診率は新型コロナウイルス流行前に及ばない傾向もある。精密検査受診率については通知での受診勧奨に加え、電話での受診勧奨を実施しており、今後も疾病の早期発見・早期治療につなげるため、受診勧奨を継続していく。健康教室においては、地区を基幹として事業を行うなど実施方法の見直しを行っているが、実施回数及び受講者数は前年度より増加した。 ○肺がん検診受診率31.5% ○肺がん検診要精検者の精密検査受診率83.6%（R7.5.20現在） ○健康教育受講者数2,717人	・2024～2035年度を計画期間とする「第三次みぎさき健康生いきこりやま21」の趣旨を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、各種健診の受診率向上対策を継続して実施し、今後の生涯にわたる健康づくりを推進する。健康寿命の延伸を図る。 ・疾病の早期発見・早期治療につなげるため、検診受診者と精密検査受診率の増加を図っていく。
32	自殺対策推進事業（こころの相談）	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、健康相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・こころの健康相談 39回 （精神科医9回・臨床心理士30回） ・精神保健福祉士による電話相談 51回 ・保健師等による相談（来所、電話、メール）並びに訪問の実施	令和6年度 開催状況と参加人数 ①こころの健康相談 39回（63人） （精神科医9回（18人）・臨床心理士30回（45人）） ②精神保健福祉士電話相談5回（288件） 令和6年度 保健師等の相談件数 来所相談 465件 電話相談 2,846件 メール相談 344件 訪問 256件	・精神科医による相談、保健師による相談、訪問は、オンライン相談や専門機関等相談窓口の周知及び適切な相談機関につなぐことにより前年度と比較し件数は減少したが、増強化する相談には、丁寧な対応を行っている。 ・相談内容が複雑化しており、時間を要する事例も増えているため、件数の増減だけで評価できないこともあるが、相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援のため引き続き事業を継続していく。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
33	障がい者相談支援事業 (保健師等による相談)	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせた助言を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続実施	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談 (7か所) ・基幹相談支援 (1か所) 計画どおりの相談支援事業所に委託ができた。	
34	難病患者等地域支援対策推進事業 (保健師等による相談)	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	①難病医療相談会 難病患者生活の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよう支援することを目指す。別：2回実施。 ②訪問看護師等研修会の実施 難病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に実施予定。	・難病医療相談会：1回開催 (延べ32人参加) ・訪問看護師等研修会：1回 (19名参加) ・保健師等による相談指導・訪問指導等 相談、機能訓練、訪問指導実人数：653人 電話相談：延べ1429人	・難病医療相談会を実施して、難病患者やその家族が疾患の理解を深めることができた。併せて、同じ疾患の患者や家族が話す場を提供し、不安の軽減を図った。 ・保健師は、患者や家族から随時相談を受けており、地域生活を円滑に送れるように情報提供や電話訪問等を実施した。
35	福祉まると支障 福祉まると支障 福祉まると支障	家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など、一つの相談支援機関だけでは対応困難な課題の解決を支援するため、福祉まると支障を市内3か所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。 ○中央エリアの体制拡充	保健福祉部	保健福祉総務課	相談者の困りごとに応じた関係機関への適切な繋ぎ、関係機関との連携・強化を図りながら、市広報等で事業のPRを積極的に実施し、複合的な課題を抱える相談者の早期発見・早期把握に引き続き努めていく。また、相談窓口に未所する相談者のみならず、積極的な訪問支援 (アウトリーチ) を行うことにより、窓口に足を運ぶことができにくい潜在的な相談者に対する支援も強化していく。	「ダブルケア」や「8050問題」など、市民や世帯が抱える複雑化・複合化した課題を「丸ごと」受け止め、様々な機関へと繋ぎながら、世帯等に寄り添った支援を行う。「福祉まると支障」を市内3か所に配置し、相談員が課題の解決を目指す。297件 ・相談件数 (新規) 3,003件 ・相談件数 (継続) 3,003件	・本人のみならず、その家族や関係機関からの情報提供で窓口に関するケースも多く、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援窓口として広く認知されてきている。 ・相談件数は新規・継続とも前年度より増加しており、複雑・複合化した課題を抱える相談者に寄り添った継続的な支援や、適切な関係機関への繋ぎや連携など、切れ目のない支援体制の確立に寄与している。
(3) 感染症・自然災害 (東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を含む) 等により精神的負担を抱えている方への支援							
36	長期避難者等支援事業	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって本市に避難された方々が、各々の故郷に帰還できる日まで、行政サービスの提供等の支援を行います。また、本市から自主避難している方々の帰還・自立支援の促進を図ります。	総務部	総務法務課	①毎月広報等による情報提供を行う。 ②関係機関と連携しながら、避難者からの個別相談に対応する。	①本市の各種相談窓口等の情報提供のため、毎月広報等を送付した。 ②福島県や避難元・避難先自治体、支援団体等と連携しながら、避難者からの個別相談に対応した。 ・毎月情報提供 (広報等送付) ・原発避難者自治会等約3700世帯 ・自主避難者 約350世帯 ・避難者支援団体 19 団体 ・福島県生活再建拠点 23 団体 ・本市の避難修了者数 R6年度 2,547 人 (R5年度 2,512人) (R4年度 2,468人)	毎月、郡山市の現状について情報提供や相談対応を行いながら、県や避難元・避難先自治体、支援団体等と連携し、避難者の生活再建を支援することにより、避難終了に結びついている。
37	特定感染症検査等対策事業	性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やHIV・梅毒抗体検査、健康相談の実施や肝炎ウイルス検査により、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防を図ります。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に行うため、抗体検査を実施します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	HIV・梅毒抗体検査実施計画 36回	HIV・梅毒抗体検査29回実施 ※感染症発生に伴い7回は中止した HIV検査1400人受検 梅毒検査135人受検 肝炎112人 風しん抗体検査201人 上記検査実施時、相談があった際の相談窓口を紹介している。	性感染症のまん延を予防するために匿名無料でHIV・梅毒抗体検査を行っている。また、肝炎ウイルス検査に関して日時を指定せず随時行うことで広く受検ができるようにしている。胎児の先天性風しん症候群を防ぐ唯一の予防効果があるワクチン接種につなげるために抗体検査を行い、抗体価が低い場合には接種につなげている。

郡山市いのち支える行動計画 進捗状況確認表 【重点施策 1～6】

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
	重点施策1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進						
	勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化						
38	多様な働き方支援 事業	就労の不安定な方や就労の困難な方の社会参加と生活基盤の安定を図るため、多様で柔軟な働き方ができるよう就労支援を実施します。	農商工部	産業雇用政策課	外出が苦手な要支援者とのコミュニケーションに対応するため、オンライン会議システム（ZOOM）利用によるキャリアカウンセリング等の支援を実施する。また、事業の拡大を図るため、SNSやフリーペーパー等を利用した周知・広報を行うとともに、福島県、ハローワーク、広域圏内の自立支援窓口等関係機関との連携強化により、事業運営を図る。	・就労相談回数：40回 ・就労体験人数：165人 ・就労体験日数：241日 ・市内関係団体との協議により、「やりたいことを見つけてみるための窓口案内ハンドブック」を改訂し、関係団体及び市内各学校に配布。	自立に向けた切れ目のない就労支援を継続している結果、就労相談や就労体験への参加をとおし、就労・勤労問題に係るリスクの低減につながっている。
39	商工業指導事業	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援します。	農商工部	産業雇用政策課	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援する。	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援することにより、経営の安定化に寄与することができた。	
40	中小企業融資制度 事業	市内中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営し、中小企業者の経営の安定等を図ります。	農商工部	産業雇用政策課	中小企業者の経営の安定等を図るため、中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営する。	①中小企業融資制度融資 ・新規融資件数 254件 ・新規融資総額 2,362,807,000円 ②災害対策資金融資利子補給 ・令和元年度19号 203件 ・売上高等減少 179件 ・令和3年度2月福島県沖地震 333件 ・令和4年度3月福島県沖地震 97件 ・令和5年度3月福島県沖地震 6,512,518円	市内中小企業者の資金需要に応じ、中小企業者の経営の安定が図られた。
41	障がい者相談支援 事業（再掲）	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者事務相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続実施	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談（7か所） ・専任相談支援（1か所）	計画とおりの相談支援事業所に委託ができた。
42	障がい者就労支援 事業	就労移行支援事業所等と連携して障がい者の職場体験学習を通して就労支援を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	支援学校のほか就労移行支援事業所等と連携して継続的に支援を行う。	支援学校と連携して、市役所内において障がい者の職場体験学習を年1回実施し1人が参加した。	障がい者にとって、就労する前に実際の職場体験をすることは貴重な機会であり、今後継続する。
43	労働情報発信事業	県内外の大学生等の市内企業への就職促進を図るため、DXを活用した市内企業の紹介や就職活動に役立つ情報を発信します。	農商工部	産業雇用政策課	労働情報紙：2回発行 メールマガジン：3回配信 SNS（LINE公式アカウント）：週1回配信	SNS（LINE公式アカウント）：33回配信 ※令和6年度はオンライン就職説明会事業未実施（アンケート調査なし）のため、実績なし	計画より少ない回数の情報発信となったが、就職活動に役立つ情報を発信することができた。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
44	介護資格取得支援 事業	慢性的に人材が不足している介護分野への人材 を確保するため、介護資格取得費用の助成を行 います。	農商工部	産業雇用政策課	研修スクール及び介護事業所等への積極的なPR や、各機関と連携の上、補助対象者を増やす。	介護職員初任者研修：2名 (うち、高校生0名) 介護福祉士実務者研修：10名 (うち、高校生0名)	介護資格取得支援により、介護業における人材 不足の改善を図り、勤労問題に係るリスクの低 減につながっている。
45	求職者職業訓練支 援事業	就業機会の拡充と雇用の安定を図るため、福島 労働局、公共職業安定所との連携により、国が 実施する「求職者支援訓練」を利用する求職者 に対し、職業訓練時の自己負担金を助成しま す。	農商工部	産業雇用政策課	福島労働局、公共職業安定所との連携により、補助 対象者を増やす。	求職者支援訓練を利用する求職者のうち、補助金申 請者：26名	就業機会の拡充と雇用の安定により、就労・勤 労問題に係るリスクの低減につながっている。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
重点施策2 高齢者支援の充実							
高齢者の包括的な支援のための連携の推進							
46	いきいきデイクラ ブ事業	在宅高齢者の介護予防、閉じこもり防止、認知症予防の推進と引きこもりがちな高齢者に社会参加を促し、健康寿命の延伸を図るため、地域交流センター等を会場とし、通所（送迎）による教養講座、趣味・創作活動、日常動作訓練等を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	実施会場、送迎方法等について引き続き検討を重ねながら、本事業を継続して実施する。	- 延べ実施回数：445回 - 利用者数：368人 - 延べ利用人数：3,871人	介護認定を受けずに継続利用できた者の割合が、目標値を大きく超えた。本事業が、高齢者の閉じこもりの防止、社会参加に大きく寄与することができた。
47	包括的支援事業	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	年々高齢者数の増加や問題が複雑化していることから、引き続き円滑な運営及び支援の充実に事業を継続していく。	- 地域包括支援センター相談件数（重軽包括含む） ・総合相談288,967件 ・権利擁護5,212件 ・包括的継続的ケアマネジメント88,783件 ・一般介護予防1,785件 ・認知症施策の推進18,701件	高齢者に対して、相談窓口のリーフレットを各窓口へ配置し、周知啓発を図っている。高齢者人口も増加しているが、高齢者人口に対する相談件数の割合も増加しており、多岐に渡る相談対応につなげることができた。
48	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器の貸与を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、引き続き事業を実施する。	・緊急通報システム利用世帯：1,053世帯 ・緊急通報システム通報件数：263件	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での緊急時に対応し、不安感の解消、事故の発生防止につなげている。
49	一般介護予防事業	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような運動を広く周知するとともに、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	通いの場は介護予防や閉じこもり防止に有効であることから、一層取り組みを推進していく。	・通いの場（いきいき百歳体操）設置数143か所 ・参加者数：2,315人	参加者の高齢化に伴い、各団体の縮小化や団体の消滅の動きがみられ、全体の参加者数は減った。しかし、令和6年度新規立ち上げ団体数は12件であり、前年度7件より171%の増であり、通いの場が少なかつた地域へ通いの場を立ち上げることができた。このことにより、いままでも通いの場への関わりがなかった住民に対し、介護予防の普及啓発につながり、高齢者の閉じこもり防止、社会参加に貢献することができた。
50	生活支援体制整備事業	協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、支えあいによる地域づくりを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる生活支援・介護予防サービスを整備します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	地域の互助の取り組みを一層推進し、住民等多様な主体による多様なサービスの実現を支援する。	・第1層生活支援コーディネーターの配置1人 ・第2層生活支援コーディネーターの配置12人 ・第1層協議体開催1回 ・第2層協議体設置 令和6年度0地区（令和5年度まで38地区中36地区で設置済み） ・第2層協議体開催93回	生活支援コーディネーター13名が地域の助けあ（互助）の取り組みを推進したことで、高齢者自身の介護予防に寄与することができた。
51	認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等の支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き続き市民への周知啓発を図る。 ②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ④関係機関との連携強化	- 認知症初期集中支援チーム相談件数：1,107件 - 認知症初期集中支援チーム訪問件数：106件 - 認知症地域支援推進員相談件数：18,314件 - 認知症カフェ参加者数：791名	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、認知症カフェが再開され、時間の経過とともに参加者数が増加し、認知症の本人及び家族の支援の充実を図れた。 認知症初期集中支援事業相談件数が減少しているが、潜在的な対象者の早期発見・早期対応に向けた支援体制および個別的な支援を充実させる、相談体制の見直しを図りながら継続して実施する。 今後も認知症基本法の主旨である共生社会の実現に向けて、認知症の方や家族が、初期段階からの相談・支援体制構築を推進することで、自殺予防対策に寄与する。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画 (内容や実績など)	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
52	配食サービス活用 事業	食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の 確認を行うため、配食サービスを行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進 課	高齢者のニーズに合わせながら、今後も事業を継続 する。	・配食数：102,400食 ・利用者数：1,072名	1,000名以上の高齢者の安否確認を行った。
53	在宅医療・介護 連携推進事業	急速な高齢化が進展する中、医療と介護の両方が必要 とする高齢者が、住みながら地域で自分らしい暮らし を人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療 と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構 築します。	保健福祉部	地域包括ケア推進 課	地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関 係者が参画する会議や研修会等の開催、市民への相談対 応、ACP普及と啓発に取り組むことで、更なる地域包括ケア システムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	在宅医療・介護連携に関する研修会開催回数：2回 市民向けACP講座：23回 在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数：532件 医療介護関係者情報共通ツール登録数：778人	在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数の増 加や、医療介護関係者情報共有ツール登録者の増加 があり、活動を成果につなげることができた。
54	シルバーハウジン グ生活援助員派遣 事業	在宅福祉サービスの実現を図るため、高齢者世 話付き住宅入居者に対して生活援助員を派遣 し、生活指導や安否確認を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進 課	引き続き生活援助員を派遣し、生活指導などのサー ビスを提供する。	・高齢者世話付き住宅に入居している世帯：21世帯 ・生活援助員支援件数：4,922件	生活指導や相談、緊急時の対応など、居住者が 安心して暮らせるよう生活支援を行った。
55	認知症高齢者家族 支援事業	認知症などにより、徘徊のおそれのある高齢者 等の安全を確保するため、家族に対し、高齢者 等が外出した際の所在が確認できる位置情報器 索機器の貸し出しや、緊急連絡先等が確認でき るQRコードの配布を行います。また、関係機 関と連携したSOS見守りネットワークの充実 強化を図ります。	保健福祉部	地域包括ケア推進 課	・今後も認知症高齢者SOS見守りネットワーク事 業、身元確認QRコード活用事業、認知症高齢者位 置情報探索機器貸与事業の周知を行い、登録者・利 用者を増やし、認知症高齢者による行方不明事案発 生時、その早期発見に努める。 ・認知症高齢者SOS見守りネットワーク「認知症 高齢者声かけ訓練」の開催	①認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業における行方 不明者の情報配信件数11件 ②認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会加盟団体 126団体 ③位置情報探索機器貸与件数41件 ④身元確認QRコード配布件数330件	認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業の利用登録者 数は増ばいで増え、認知症高齢者SOS見守りネット ワーク事業及び身元確認QRコード活用事業の利用登録 者数は増加しており、利用登録者の安全確保と介護者 の負担軽減を図ることができた。
56	老人クラブ育成事 業	高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活 動を支援します。	保健福祉部	健康長寿課	補助金の交付を継続するとともに、連合会事業への 共催、スポーツ大会等に連携して取り組む。	老人クラブ活動の健全な伸張を図り、高齢者の豊かな知識 と経験を生かし、高齢者福祉の向上及び明るい地域社会つ くりのため、多様な社会活動に参加する団体の育成を目的 として助成を行った。 ①郡山市老人クラブ連合会補助金3,256千円 ②郡山市単体老人クラブ活動費補助金 8,994千円(161クラブ)	地域を基幹とする高齢者の自主的な組織である 老人クラブは、日頃から社会奉仕活動、生きがい 活動、健康増進活動等を行っており、知識や 経験を活かして諸団体とも協働し、人とのつな がり意識し、地域の一員として活躍してい る。 老人クラブ及び連合会の活動を支援していくこ とで、これら社会的な役割が維持されている。
57	高齢者の生きがい と健康づくり事業	高齢者が趣味やスポーツを通じて豊かな生活を 創造できるよう、高齢者スポーツ大会や作品展 を開催するとともに、全国健康福祉祭（ねんり んピック）出場者に対し激励金を交付します。 また、市ウェブサイトにおいて地域で活躍する 高齢者の紹介や、健康づくりに役立つ情報を発 信します。	保健福祉部	健康長寿課	①ゲートボール大会 (R6年8月28日) ②高齢者スポーツ大会 (R6年11月12日) ③高齢者作品展 (R6年12月13日～15日)	高齢者がスポーツと趣味を通して、健康増進と生きがい を果せる機会を提供し、高齢者の豊かな生活の創造を支援 するとともに、相互の親睦を深め、広く市民に高齢者の生 活に対する理解と関心を高めた。 ①ゲートボール大会 53人 ②高齢者スポーツ大会 417人 ③高齢者作品展 1,460人	R6年度はコロナ禍前と同じように全ての大会と 作品展が実施でき、それらに参加するため、日 頃から目標をもって地域等の仲間と練習や制作 等に取り組んでおり、孤立防止や健康増進につ ながっている。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
64	医療費適正化推進 事業	第三期データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者のレセプトデータ等を活用した、健康状態や健康課題の分析結果を踏まえ、疾病予防や健康保持・増進を図るための各種事業に取り組む、医療費の適正化を推進します。	市民部	国民健康保険課	第三期データヘルス計画に基づく以下の保健事業（医療費適正化推進事業）を実施する。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・精密検査未受診（異常値放逸）啓発奨励事業 ・生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）啓発・予防事業 ・ポリファーマシー啓発・予防事業 ・ジェネリック医薬品切替勧奨事業	（医療適正化推進事業） ・糖尿病性腎症重症化予防事業 保健指導者数 47人 ・精密検査未受診（異常値放逸）啓発奨励事業 医療機関受診者数 376人 ・生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 医療機関受診者数 100人 ・COPD啓発予防事業 保健指導者数 62人 ・薬剤処方適正化事業 服薬指導者数 26人 ・ジェネリック医薬品差額通知事業 通知宛送回数 5回 通知宛送件数 1,251件	データヘルス計画に基づく各種保健事業は、国民健康保険者の健康の保持増進・健康寿命の延中と健康格差の縮小の実現や医療費適正化の目的のために行われており、本市の自殺の要因・動機別割合では「健康問題」が最も多いことを踏まえ、本市の自殺対策に結びついているものと評価できる。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
重点施策4 子ども・若者支援の充実						
(1)子ども・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進						
65	放課後児童健全育 成事業（放課後児 童クラブ）	放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を推進し、放課後児童クラブを運営します。	こども部	こども総務企画課	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの児童に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。	児童が心身ともに健康な生活が送れるよう運営した。また、利用児童の多かった小学校5校にクラブを増設した。
66	家庭教育充実事業	保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。	教育総務部	生涯学習課	家庭教育に関する学習の機会を提供することにより、家庭や地域の教育力向上を目指す。 ①家庭教育学習会 ②家庭教育講演会 ③就学前子育て講座	家庭教育合同学習会実施時には基調講演のほか、4つの分科会を開催し参加者がワークショップを行い係動員に関する意見交換等を行った。また、子育て関係動画を作成し、8本の動画をYouTubeにアップした。子育て情報及び学習機会の提供により、家庭教育環境の充実が図られた。
67	家庭教育ふれあい事業	少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、子育てのパートナーの養成を行います。また、中央公民館託児室を始め、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。	教育総務部	中央公民館	①サポーター12人を委嘱 正副会長12回 研修会1回 ②のびのび子育て広場 4広場各12回 計48回 ③公民館スペース開放事業「はやママサロン」48回	のびのび子育て広場は、各広場とも予定全12回開催し、はやママサロンも予定どおり毎週開催した。いずれも親子の仲間づくり、居場所づくりにより寄与しており、好評を得ている。
68	ファミリーサポーター事業	地域における子育てサポーター体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	こども部	子育て給付課	総会員数 543名 おねがい会員数 372名 回万会員数 173名 活動件数 1667件	提供会員の募集周知を積極的に行ったことで、会員数は1割増となった。相互援助の団体となる会員数が増えたことで、活動件数も昨年度より多くなり結果、地域における子育て支援体制の充実に繋がった。
69	こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	こども部	子育て給付課	開館日数 335日 各種事業開催回数 1,143回 各種事業参加者数 61,833名 施設利用者数（申請窓口除く）126,160名 子育て相談件数 1,471件	実績はほぼ昨年と同じレベルである。リピーター輩が増えたことも現状。継続して温かく支援していく中で子育て中の親子に、ニコニコこども館が遊び場だけでなく交流イベントや子育て相談等を通して、子育てに不安や孤独を感じず親子の安心できる居場所となっている。
70	一時預かり事業	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合せて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施します。	こども部	保育課	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合せて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等において、一時預かりの保育を実施した。 【実績】一時預かり事業（一般型）の利用延人数：10,404人	一時預かり事業を利用することで、育児負担の軽減、リフレッシュも図られたものと考えられる。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
71	教育のDX推進事業	児童生徒の情報活用能力等の資質・能力の育成とその基盤となる教職員のICT活用指導力の向上をめざし、よりよいネットワーク環境や使いやすしいシステムの構築、コンテンツ等の充実を含めたパソコンやタブレット端末の利用環境の整備に努めます。 Oタブレット端末の継続導入 Oタブレット端末のO5教科(国、社、算・数・理、英)のオンライン学習教材の積極的活用 OICT支援員の全校支援体制 OGIGAスクール運営支援センターの整備充実による学校や家庭のサポート体制の充実	学校教育部	教育研修センター	前年度の成果や課題を踏まえながら、教育におけるDX研修、授業におけるICT活用の具体的な授業実践へ向けた「ICT活用授業づくり学習会」、市内各校の個別の要望に応じた「ICT出前講座」等、ICT活用指導力向上研修の充実に努めます。	【教育におけるDX研修】4講座4回 O情報教育担当者研修 135名参加 O情報モラル教育講座 88名参加 O読書支援システム活用講座 49名参加 Oプログラミング教育講座 58名参加 【ICT活用授業づくり学習会】5講座8回 計 26名参加 【ICT出前講座】 21校29回(294名)実施	教育のICT活用指導力の向上は、児童生徒の多様な学びや主体的な学習の促進につながっている。情報モラルや新卒の充実による情報活用能力、インターネットやSNS等への適切な関わり方の育成は、いじめ防止や自殺予防対策に効果を経験している。 本市の教職員のICT活用指導力は全国及び道県平均より高く、今後も引き続き教職員の一人が自信を持って児童生徒の指導・支援にあたることができるよう研修機会の充実を図り、自殺予防対策に努めている。
72	児童虐待防止対策事業	児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、啓発活動等を進めます。	こども部	こども家庭課	①児童相談の実施 ②児童虐待防止研修会の実施 ③児童虐待防止講演会の実施 ④児童虐待防止街頭啓発キャンペーンの実施	①児童相談延べ件数 3,619件 ②「ヤングケアラー」支援者として大切にしなければいけないこと」参加者：協議会構成機関の職員等70名 ③「児童虐待防止をみんなと考える」ことこのための実施のため、今、私たちができることを考えること 参加者：市議会議員、協議会構成機関職員等107名(市議会議員含む) ④イオナ・タカノ郡山にて「啓発グッズ・リーフレット等600セット」配布 参加者：協議会構成機関の職員等21名	小児化、核家族化、晩婚化等により、最近に子育てがあらざる、子育てに不安を抱える家庭に対し、郡山市児童虐待対策協議会において、児童虐待の未然となる相談支援を実施することにより、児童虐待の未然防止ばかりでなく、自殺予防対策にも繋がっている。
(2)SOSの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化							
73	子どもの薬物乱用防止教室実施事業	薬物乱用の低年齢化を防止するため、薬物に対する正しい知識の普及と乱用防止を図る授業を行います。	保健福祉部	保健所総務課	多様な薬物乱用防止教室開催のため、各小学校で実施する教室への職員派遣、保健所で保有する啓発資料の貸し出し及び専門家の紹介等により、さらなる支援の強化を図る。	小学校5・6年生を対象に、薬物乱用の危険性・有害性、心身への影響等についての授業を実施した(実施校数5校、受講生265名)。また教室を実施する関係機関への啓発資料の貸し出しも行った。	子供たちへの薬物に対する正しい知識の普及に貢献し、薬物乱用の低年齢化防止に寄与した。 なお、R3より実施方法を大幅に変更しており、それ以前に設定した目標値のため達成率(13%)が低い、R6予定していた学校は全件実施したため実施的には100%達成。
74	いじめ防止等啓発事業	児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりを推進するため、リーフレット等による啓発を行います。	学校教育部	学校教育推進課	令和4・5年度の使用状況等を集約しながら、令和6年度にいじめ防止指導資料作成委員会を開催し、掲載内容等を含め見直しを行い、内容の充実を図っていく。	いじめ防止指導資料作成委員会を4回開催(2回の文書開催を含む)し、令和4～6年度の使用状況等を集約結果を踏まえて、掲載内容等を含めた見直しを行うなど、内容の充実を図った。	児童生徒が自分事として考えられるよう、掲載する時やイラストを変更するなど、より児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりを推進するためのリーフレットに改訂することを行ってきた。また、本リーフレットを通して、保護者への相談機関を周知することができた。
75	SOSの出し方教室	悩みを抱える時期である中学生相当を対象に、各学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊厳・SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を言めた心の健康の保持に係る教育等を行い、子ども・若者の自殺対策を更に推進します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	・市立中学校25校の3年生・義務教育学校2校の9年生を対象に、各学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊厳・SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を言めた心の健康の保持に係る教育等を行い、子ども・若者の自殺対策を更に推進する。 新年度は小学校児童を対象に、モデル事業としてSOSの出し方教室を開催する(5校)	令和6年度実施状況 ・市内中学校、義務教育学校の27校、2,817名にSOSの出し方教室を開催した。 ・モデル事業として市内小学校(高学年)5校、417名にSOSの出し方教室を開催した。	・当該事業は、重点施策である「子ども・若者支援の充実」に直結しているものであり、事後アンケートでも96%の生徒、95%の児童が「ためになった」と回答しており、自殺予防対策に有効である。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
76	適応指導事業	子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、教育相談体制を充実させるとともに、直接体験の機会を提供するなど総合的な支援を行います。	学校教育部	総合教育支援センター	①通級生一人一人に実態に応じた支援に努め、不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援、学校復帰に向けた取り組みを継続する。 ②本市の不登校児童生徒の実態に応じて、自然体験、社会体験、芸術体験など、さまざまな体験活動を34回実施し、自主性や社会性が身に付けられるよう支援する。 ③個に応じた心理判定員によるアセスメントや専門カウンセラーによるカウンセリングを実施し、効果的な支援に努める。	適応指導教室に通級した児童生徒93人のうち、57人が学校に復帰または一部復帰を果たすことができた。 また、通級生の多くに不登校改善の傾向が見られた。	通級児童生徒へのカウンセリングやアセスメントをもとに、通級生一人一人の実態に応じた支援の充実を図ることにより、不登校・不登校状態からの脱却と、学校復帰や進路実現、社会的自立に向けた効果的な支援を展開することができた。体験活動においては多種多様な活動を34回実施し、自己肯定感・有用感やコミュニケーション能力を高め、参加した児童生徒のエネルギーアップを図ることができた。
77	スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを配置するとともに、専門性を高めるための研修を行います。スクールカウンセラー等の配置については、学校規模や現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の見直しを図ります。	学校教育部	総合教育支援センター	学識経験者や医師を講師とした専門性向上のための研修会を実施（内容「不登校児童生徒への効果的な支援」「教育相談の在り方」とSCとの連携」「発達の遅れの状態にある児童生徒の理解と支援の在り方」等）	不登校に関する専門家から、「不登校児童生徒への効果的な支援の在り方」「特別な支援を要する児童生徒の理解と支援の在り方」「カウンセリングのケース検討（事例研究）」「カウンセリングのケース検討（事例研究）」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、特別な支援を要する児童生徒や保護者の悩みを解消するための支援を受けることで、共通理解が図られた。	大学教授等の専門家から、「不登校の初期・中期における対応について」「関係機関との連携の在り方」「カウンセリングのケース検討（事例研究）」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、保護者の悩みを解消するためのチーム支援のあり方について指導を受けることで、共通理解が図られ、自殺の未然防止等、自殺対策等の推進に効果が得られた。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
	重点施策5 女性支援の充実						
	女性のライフステージに合わせた支援の充実						
78	妊娠・出産包括支援事業（こどもには赤ちゃん訪問事業）	安心して子どもを育てることができている環境をつくるため、訪問事業を実施します。	こども部	こども家庭課	①母親教室（来所型）年8回 ②育児教室（来所型）年12回	①母親教室（来所型）年8回実施。延べ人数322名参加。 ②育児教室（来所型）年12回実施。延べ人数840名参加。	コロナの5類への移行により、対面による教室が再開したことから、オンラインでできなかつた参加者同士の情報交換ができるようになるなど、妊婦や子育て世帯同士の交流ができたことにより、妊婦・産婦の不安の軽減や、孤立感の解消などが図られている。
79	子育て世代包括支援センター事業	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門コーディネーターを配置し、妊婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	こども部	こども家庭課	①妊娠、出産、子育て期にわたる様々なニーズに対して、市内5か所（こども家庭課、中央保健センター、南保健センター、北保健センター、西保健センター）に配置されたコーディネーター（助産師）による相談支援を継続して実施する。 ②母子健康手帳交付者に対してサポートプランを作成し、リスクアセスメントを行い、安心した出産・子育てに臨めるように助産師・保健師が継続的に支援していく。	①市内5か所（こども家庭課、中央保健センター、南保健センター、北保健センター、西保健センター）にコーディネーター（助産師）を配置し、年間を通して妊産婦支援を行った。 訪問（延べ）1386件 来所（延べ）1670件 電話（延べ）1805件 オンライン（延べ）22件 他機関連携（延べ）317件 合計 5200件 ②母子健康手帳交付者に対するセルフプラン作成件数 1734件	妊婦数等は減少傾向にある中、母子健康手帳交付時の面談時に実施する初期アセスメント等の結果から、さらに深い支援が必要な妊産婦は増加傾向にあり、これらの支援を実施する本事業のニーズは増加している。
80	母子健康教育（出席講座）事業	性や性感染症に関する講座を実施します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	中高等各学校等の生徒等を対象に、性感染症予防の講座を実施する。	・思春期保健事業・性感染症予防事業：年4回実施、合計199名受講した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で長年休止していたが、令和6年度から実施を再開した。	・性感染症についての講義資料を現在の組織に基づき修正した。 ・コンドームを実際に手に取って触るなどして性感染症は自分に関係があることであると認識してもらうように工夫した。
81	母子健康教育（思春期）事業	児童、生徒が生命の大切さを実感できるよう、発達段階に応じた思春期保健講座を開催します。	こども部	こども家庭課	①講義 9校9回 ②育児体験 12校40回	①講義 9校9回実施 678名受講 ②育児体験 12校40回実施 1,097名受講	講義や育児体験を通して、自分が守られて育ってきたことや、自己・他者ともに大切にすることを考える契機になっている。
82	妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康保持増進を図るため、妊産婦健康診査の助成を行い、より安全に妊娠・出産に取得し組める環境を整備します。また新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	こども部	こども家庭課	①妊産婦健康診査 15回/人 ②産後（2週間・1か月）健康診査 2回/人	① 妊産婦健康診査 20,468回 ② 産後（2週間・1か月）健康診査 3,064回	妊産婦健康診査の受診により、妊産婦、胎児の異常の早期発見、早期治療に対応するものである。健診時にメンタル面の不調や育児不安等に対応することで、出産・育児の不安を軽減する一助となる。
83	母子自立支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に必要な知識・技能の習得に対する給付金を支給するとともに、民間賃貸住宅の家賃の支援や養育費取り決め費用の助成、さらには、学習支援員を派遣し、子どもの学力向上や基本的な生活習慣の習得を支援します。	こども部	こども家庭課	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 50人予定 ・就業者数 15人目標	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 51人 ・就業者数 5人	母子家庭等の就労等の相談を受け、必要な知識を習得させるための支援を行うことで自立に繋がっている。
84	養育支援訪問事業	妊産婦等の育児や家事の負担を軽減し、心身の健康と安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームヘルパーの派遣を行うほか、育児支援が必要な家庭に助産師や保健師等を派遣し、育児不安の解消、助言・指導を行います。	こども部	こども家庭課	妊婦・出産期におけるヘルパー派遣に対するニーズは高まっていることから、利用対象者を産前から、産後1年（多くは2年以内）の妊産婦に拡大し、主たる養育者へも拡大し、時間単位で柔軟に利用ができるように図る。 ①産前・産後ヘルパー派遣事業600回 ②育児家庭訪問事業80回	①産前・産後ヘルパー派遣事業 257回 ②育児家庭訪問事業 46回	家事や育児への身体的・精神的な負担の軽減を図ることと自殺予防対策にも繋がっている。

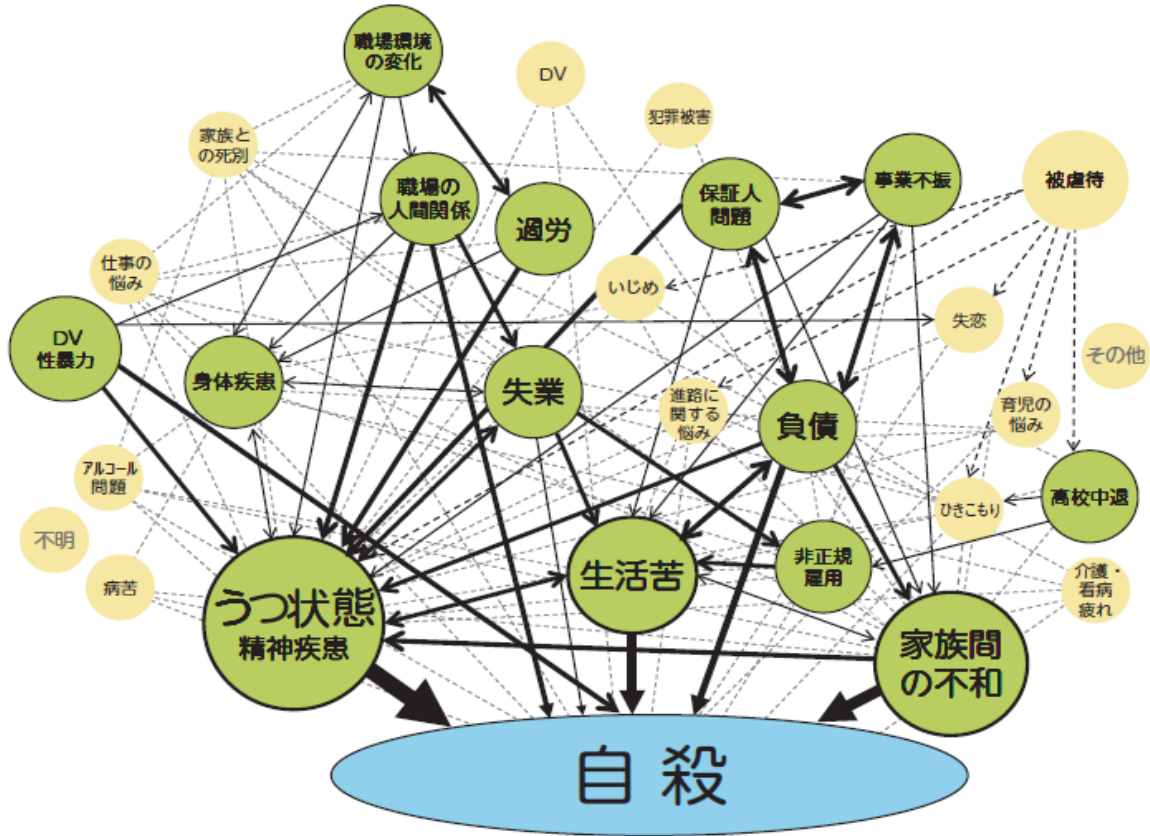
参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
85	産後ケア事業	妊娠前から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を退院し、身ともに不安定になりやすい時期に産後ケア事業（ショートステイ・デイケア）を行い、母体回復や育児不安の軽減を図ります。	こども部	こども家庭課	産後の育児不安の軽減や母体の回復の促進を図るため、産後ケア事業の更なる周知を図る。 ①産後ショートステイ事業 市内医療機関等施設6か所で実施 ②産後デイケア事業 市内医療機関等施設6か所で実施 ③産後アフトラリーナ事業 市内医療機関等施設6か所で実施 市内医療機関等施設5か所で実施	①産後ショートステイ事業 美人員 170人 延べ日数 517日 市内医療機関等施設6か所で実施 ②産後デイケア事業 美人員 98人 延べ日数 115日 市内医療機関等施設6か所で実施 ③産後アフトラリーナ事業 美人員 182人 延べ日数 266日 ・利用者アンケート (R7.3末156人回答) ほぼ解消（達成）された 153人 あまり解消（達成）されなかった 3人	産後は、身体的にも精神的にも大きく負担がかかり、育児不安が強い時期である。 しかし、核家族化が進み、育児協力が身近にいない家庭も増えているため、早期の支援が求められている。本事業は、育児不安の解消だけでなく、産婦に休養の機会を与えられる事業であり、利用者の不安軽減度も高く、自殺予防対策に繋がる事業である。
86	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、障害者や高齢者、外国人、外国人労働者、外国人学生等において、市民生活・事業・活動が一体となって取り組む、男女共同参画のまち「郡山」の実現を目指します。	市民部	ダイバーシティ推進課	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰の実施 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」の実施 （「シンフォニー」発行は令和5年度で完了）	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 …6者表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」 ・12回開催9回（878人） ・メニュー講座9回（878人） ・フリープラン講座3回（47人）	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰・普及・発信することにより「働きやすい職場」づくりを推進できたこと ②「さんかく教室」開催により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。

参考 番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和6年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	R6年度 実施状況に関する担当課の評価
重点施策6 自殺未遂者・自死遺族支援の充実							
(1)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携							
87	セーフコミュニティ推進事業 (地域診断)	各種統計データを収集し分析することにより本市におけるけがや事故の状況を明らかにするため、隔年で地域診断を実施します。	市民部	セーフコミュニティ課	地域診断の実施。 セーフコミュニティ活動支援動画の配信やイベントでの啓発活動の実施。 地域診断の実施。	- 隔年で実施している地域診断を実施した。 - セーフコミュニティの認知度向上のため、イベントや出前講座などの参加やSNSを利用した情報発信を行った。	- セーフコミュニティの認知度について、前回調査より3.5%上昇した。 - けがや事故の予防活動による市民の安全・安心の向上や市民、団体、行政等の協働による安全・安心なまちづくりの意識の醸成に繋がることで自殺予防対策に結び付けた。
(2)自死遺族等に対する相談・支援の充実							
(3)誹謗中傷防止							
88	自殺対策推進事業 (自死遺族支援)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発、相談体制の強化、家族教室等を継続的に実施するとともに、「生きることの包括的支援」に係る庁内外関係機関、セーフコミュニティ推進協議会、自殺予防対策委員会との連携により総合的な自殺対策の推進を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	- 郡山市セーフコミュニティ推進協議会、自殺予防対策委員会において、自死遺族の心情に配慮した広報活動と課題について協議する。 - 福島のちの電話主催の事業や相談窓口の把握と連携強化をする。 - 福島いのちの電話を各市民団体活動の把握と連携強化をする。 - NPO法人ライフリンクとの連携をもとにSNS相談などを強化する。 - 自殺予防対策キャンペーンに参加できる民間団体を募集する。	- 郡山市セーフコミュニティ推進協議会、自殺予防対策委員会において、自死遺族の心情に配慮した広報活動と課題について協議した。 - 連携協定を結んでいいるライフリンクの郡山市専用のSNS相談窓口について、医療機関等に周知啓発を行った。 - 自殺予防対策キャンペーンに、民間団体5団体、42名が参加した。	- 当該事業は、自殺本資者、自死遺族支援の充実に寄与する内容である。 - 遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、心理的影響が緩和されるよう、支援の強化をはかる必要がある。

【参考】 自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）

「自殺実態1000人調査」から見てきた

自殺の危機経路図



出典：「自殺実態白書 2013」（特定非営利活動法人ライフリンク）

上の図は、特定非営利活動法人ライフリンクが行った自死遺族 1,000 人に対する聞き取り調査の結果から見てきた自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）です。

丸の大きさは、自殺に至る要因の発生頻度を表しており、丸が大きいほど自殺に至る要因となる頻度が高くなります。矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強くなります。

要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなられた方は、平均して「4 つの要因」が連鎖して自殺に至ったことが分かっています。

また、図以外にも、性別、年代、職業等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

【郡山市いのち支える行動計画 「自死と自殺」用語の使い方について】

「自死・自殺」の表現によるガイドライン（NP0 法人全国自死遺族総合支援センター）の考え方を参考にし、法律の名称や統計用語のほか、「自殺防止」「自殺未遂」等行為を表現する際は「自殺」を使用し、遺族や遺児に関して表現する際は「自死」を使用します。

遺族の心情から、「自殺」を「自死」に言い換えている自治体もありますが、本市においては、若者の自殺が深刻化している状況の中、「自死」にしてしまうと事の重大さが伝わらないという「自死・自殺」の様々な側面を考慮し、使い分けをしております。

人が自らのいのちを絶たなければならなかったということは、当事者のみならず遺された周囲の人々にも、また広く社会全体にとっても、例えようもなく辛く苦しいことです。

また、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという反面、身近な人であっても気づきにくい場合がある」と言われており、遺された人々の悲しみははかりしれず、遺された人々の心情を理解した対応が大切です。

タブー視することなく現実と向き合い、互いに心情を理解し合うこと、誰もが孤立に陥らないよう支え合いと一層の支援策の強化を図ることが重要になっています。

（参考：平成 25 年 NP0 法人全国自死遺族総合支援センターガイドライン）

自殺対策リボンとは



自殺対策の啓発活動の一環として、全国スタンダードリボンとなるよう、2007 年 7 月に仙台市内の街頭キャンペーンよりリリースされました。

「リボン」・・・つながる、結ぶ

「萌黄色」・・・人と人とのつながりの広がり、信頼の芽生え、
生きる力の回復

「ゴールド」・・・プライドの回復

◎リボンを身につけていただくことは、自殺予防活動や自死遺族支援活動を行う気持ちがあるという意思表示になります。

○自殺予防週間・月間等

自殺対策基本法により、毎年9月10日から9月16日は「自殺予防週間」、毎年3月は「自殺対策強化月間」と定められています。

福島県においては、9月と3月の各1か月間を「福島県自殺対策強化月間」と定め、自殺防止のための普及啓発活動に取り組んでいます。

この取り組みにより自殺や心の健康についての理解を深め、偏見をなくすことを目的としており、本市においても、自殺防止のための普及啓発活動に努めます。

9月は、世界自殺予防デー（9月10日）や自殺予防週間（9月10日～16日）を中心として全国的に啓発活動が行われています。

3月は、就職や進学、転勤や転居など、生活環境が大きく変わり、精神的負担が大きくなる時期となります。

○自殺の統計について

以下の統計が発表されます。各統計には、それぞれ下の表にまとめたような特徴があります。

	自殺統計		人口動態統計
公表機関	警察庁	警察庁 (厚生労働省が再集計)	厚生労働省
調査票	自殺統計原票		人口動態調査票（死亡票）
調査票の作成者	検視または見分を行った警察官		市区町村 医師の死亡診断書に基づき市区町村が作成。都道府県（保健所）と厚生労働省が審査
事務手続き	捜査等(死体発見時以後の調査等)により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し計上する。		自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理。死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
期間	各年1月～12月		
対象	日本における外国人も含む総人口		日本国内に居住する日本人
場所	発見地／居住地		住所地（住民票がある市町村）
計上される時点	捜査等により自殺であると判明した時点		死亡した時点

参照：自殺に関する統計データ整理表／福島県精神保健福祉センター R7.1 を基に郡山市作成

○自殺死亡率の出し方

【計算式】地域の自殺者数÷人口×100,000

出典：福島県ホームページ「自殺に関わる統計情報（指標の計算方法など）」より作成
URL:<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/suicide-statistics.html>

郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日

郡山市条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条―第 16 条）

第 3 章 推進体制（第 17 条―第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなっている。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題として認識し、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されな

ればならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。

2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。

3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切に対応するものとする。

4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。

5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校等教育機関の責務）

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。

3 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。

4 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

（議会及び議員の責務）

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。

2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、自殺対策に積極的に取り組むものとする。

（名誉及び心情並びに生活の平穏への配慮）

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)

第12条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供の体制整備)

第13条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第14条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第15条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体等への支援等)

第16条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(計画の策定)

第17条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第13条第2項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

(推進組織の設置)

第18条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。

(財政上の措置等)

第19条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(報告及び公表)

第20条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

第4章 雑則

(条例の見直し)

第21条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価

した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。

郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第18条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所保健・感染症課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	ダイバーシティ推進課長
	国民健康保険課長
	セーフコミュニティ課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康政策課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長
	子育て給付課長
	こども家庭課長
	保育課長
農商工部	産業雇用政策課長
建設構想部	住宅政策課長
教育委員会事務局教育総務部	生涯学習課長
	中央公民館長
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	教育研修センター所長
上下水道局	営業課長